

東京都北区

新型コロナウイルス  
感染症対応報告書

令和6年3月

東京都北区

## はじめに

令和2年（2020年）1月、国内初の患者の発生以降、約3年間にわたる新型コロナウイルス感染症との闘いは、北区においても極めて困難なものとなり、8回の流行の波では、累計10万人以上の患者が報告された。

結果として、全てのニーズを満たせる万全な体制を構築できたとはいえないものの、区民の安全・安心と行政機能の継続を図るため、全庁を挙げて、できる限りの施策を講じてきた。

令和5年5月8日より5類感染症に移行以降、インフルエンザをはじめとしたその他の感染症の流行が再び注目され、新型コロナウイルス感染症に対する社会的関心は薄れつつある。

しかし、区は引き続き、当該ウイルスの動向を注視しつつ、全ての区民がコロナ禍において培ってきた感染症に対する意識を維持向上できるよう、平時からの予防啓発に努めていく所存である。

本報告書は、この度の未曾有の国難と相對した経験を、来たるべき新たなパンデミックに役立てるため、この約3年間に及ぶ対応と経過をはじめ、把握した課題等を記録したものである。広く区民や医療機関等との共有を図り、今後の感染症対策の一助となることを切に願う。

最後に、このコロナ禍において、多くの患者の命と健康を守ってきた医療関係者に、深く敬意を表するとともに、感染拡大防止の趣旨を踏まえて自身を律する行動を継続していただいた全ての区民に感謝を申し上げる。

# 目次

## 第1章 感染症概要

- 1 新型コロナウイルス感染症 P 2
- 2 感染症の発生
  - (1) 陽性者・死亡者の統計 P 4
  - (2) 発生経緯 P 7

## 第2章 北区の対応

- 1 行政運営
  - (1) 対策本部 P14
  - (2) 感染対策 P15
  - (3) 組織別対応 P18
  - <課題・対応策> P27
- 2 保健所体制
  - (1) 事務執行体制 P29
  - (2) 患者対応体制 P33
- 3 ワクチン接種体制 P50
  - <課題・対応策> P55

## 第3章 資料編

- 資料1 危機管理対策本部開催状況 P60
- 資料2 新型コロナウイルス感染症対策本部開催状況 P66
- 資料3 各種支援事業 P68
- 資料4 中止事業一覧 P86
- 資料5 一時閉鎖施設一覧 P93

【注】本報告書における統計等については、原則新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行前の値を掲載する。

(白紙)

## 第 1 章

---

## 感染症概要

# 1 新型コロナウイルス感染症について

## ①定義

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、コロナウイルスのひとつである「重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2（SARS-CoV-2）」によって引き起こされる感染症である。コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつウイルスで、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増える特徴がある。また、皮膚には入り込むことができず、表面に付着するだけと言われているため、石鹸を使った手洗いや手指消毒によってウイルスの膜を壊し、感染力を失わせることができる。なお、他のコロナウイルスの例として、一般の風邪の原因となるウイルスや「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルス等が挙げられる。

## ②感染経路

感染者が咳や会話をした際に排出される飛沫・エアロゾルを吸入する、感染者の目や鼻、口に直接接触する等がある。一般的には感染者の1～2 m以内の距離での感染が主要な経路だが、換気が不十分な屋内では遠い場所でも感染するリスクがあるとされている。また、表面にウイルスが付いた物を触った後に、目や鼻、口を触ることで感染することがあり、物の種類によっては24時間から72時間ほど感染する力が持続する。また、発症前2日間から発症後7～10日間、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いとされている。

## ③症状・後遺症

インフルエンザに類似しており、咽頭痛、鼻汁・鼻づまり、倦怠感、発熱、筋肉痛といった全身症状が生じることが多い。また、新型コロナウイルス感染症の特徴的なものとして「罹患後症状（いわゆる後遺症）」がある。WHOは、罹患後症状について「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2カ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないもので、通常は発症から3カ月経った時点にもみられる。」と定義しており、疲労感・倦怠感、関節痛、筋肉痛、咳、味覚障害等の症状が持続する場合や、時間が経過した後に新たに症状が出現することもある。

#### ④変異株

新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返し、その都度新しい株に置き換わりながら流行を繰り返してきた。アルファ株 (B.1.1.7 系統) 中心の第 4 波、デルタ株 (B.1.617.2 系統) 中心の第 5 波、オミクロン株 (BA.1 および BA.2 系統) 中心の第 6 波、オミクロン株 (BA.5 系統) 中心の第 7 波、第 8 波と変異を繰り返してきた。なお、第 6 波より流行しているオミクロン株はそれ以前の株と比較して、感染・伝播性が非常に高いが、病原性は弱まっている特徴を持ち、重症化する症例の割合は低下した。

#### ⑤法令等の位置付け

令和 2 年 (2020 年) 2 月 1 日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等において、感染症法上の「指定感染症」として位置付けられたことで、1 類～3 類感染症に準じた対人・対物措置を実施することとなった。

さらに、翌年 2 月 13 日、感染症法及び新型インフル特措法の改正に伴い、「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けが変更されるとともに、「まん延防止等重点措置」の創設、入院勧告・措置対象の限定明示、積極的疫学調査の実効性確保等の各種施策が講じられた。

その後、令和 5 年 1 月 27 日開催の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部における「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとする」旨の決定をもって、同年 5 月 8 日より 5 類感染症に移行することとなった。

《参考》法令等位置付けの変更概要

	指定感染症	新型インフル等感染症	5 類感染症
期間	R2.4.1 - R3.2.12	R3.2.13 - R5.5.7	R5.5.8 -
背景	海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備する	指定感染症の指定期限 (令和 4 年 1 月 31 日) 以降も実施している措置を継続できるようにする	感染症法上に基づく私権制限に見合った生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある状態でなくなったため、5 類感染症に位置付けるべき。
施策・方向性	● 1～3 類感染症に準じた対人・対物措置	●まん延防止等重点措置の創設 ●臨時医療施設の開設条件の緩和 ●施設使用制限に応じない場合の過料等 ●入院勧告・措置の見直し ●積極的疫学調査の実効性確保 など	●幅広い医療機関による自律的な通常対応 ●R6.3.31迄を期限とした一定の支援 ・入院外来医療費の一部公費負担 ・ハイリスク施設等における検査支援 ・相談窓口機能の継続
法令等	●新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令	●感染症法 ●新型インフルエンザ等特別措置法	●感染症法 ●新型インフルエンザ等特別措置法

## 2 感染症の発生

### (1) 陽性者・死亡者の統計

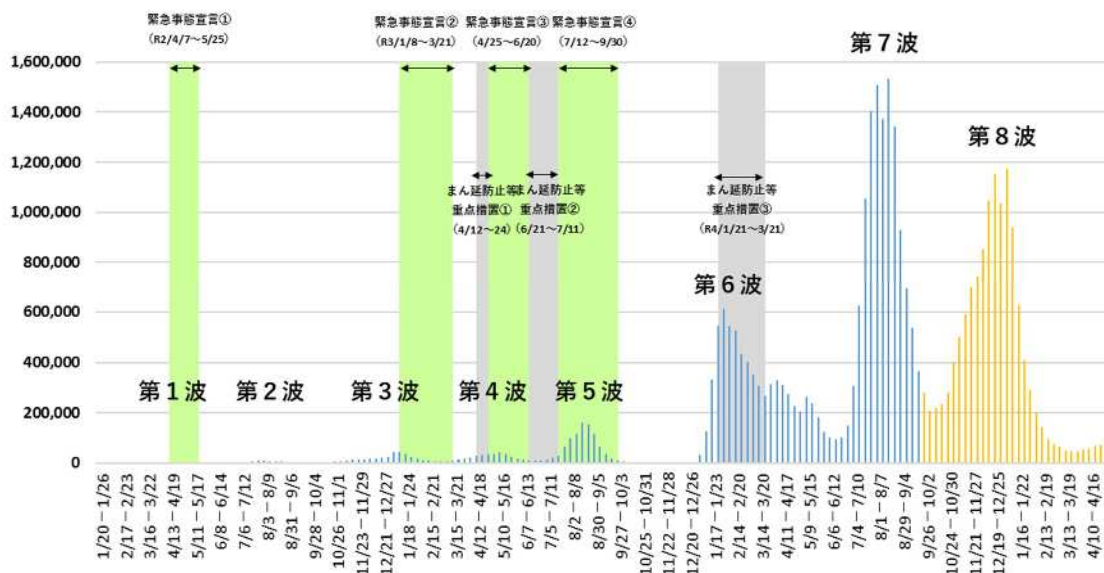
#### ①国・東京都・北区の感染者推移

当初、新型コロナウイルス感染症は全数届出となっていたが、令和4年9月26日より発生届の提出対象が限定化（次頁黄色グラフ）し、「65歳以上の者」、「入院を要する者」、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者」、「妊婦」のいずれかの条件を満たす場合のみ発生届を提出することとなった。また、発生届は提出されないものの、各医療機関で把握した陽性者数を報告する仕組み（全数報告）が構築された。

なお、国、東京都、北区の各陽性者累計等は以下表のとおりであり、感染者数が最も多く届けられた時期は、いずれも第7波の時期である。

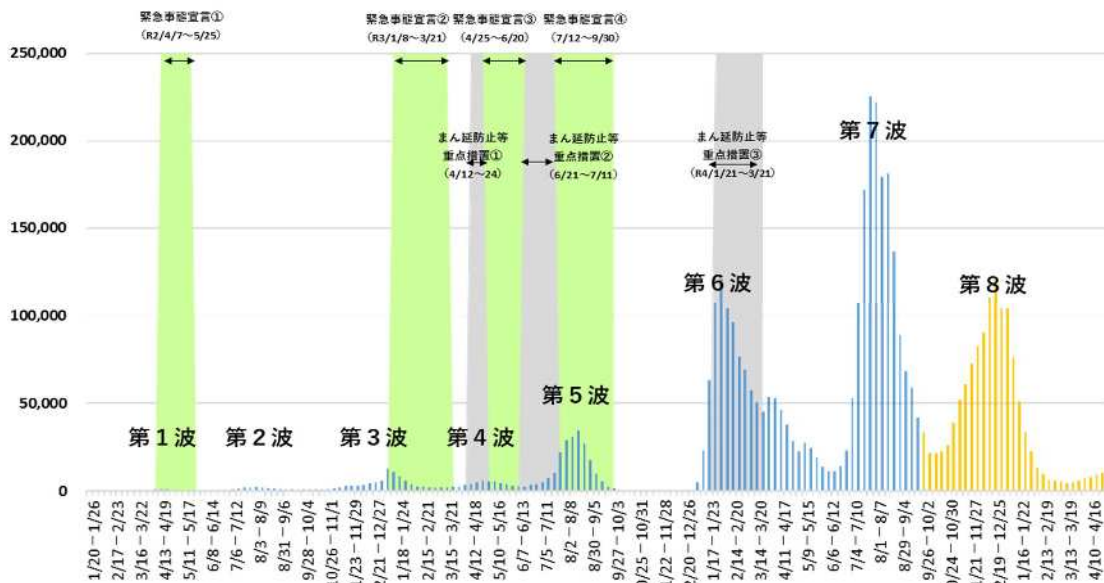
No	陽性者累計	感染者のピーク数（年月週）
国	33,527,813名	1,532,111名（令和4年8月第3週）
都	4,364,901名	225,243名（令和4年7月第4週）
北区	102,860名	5,407名（令和4年7月第4週）

《参考》国の陽性者推移

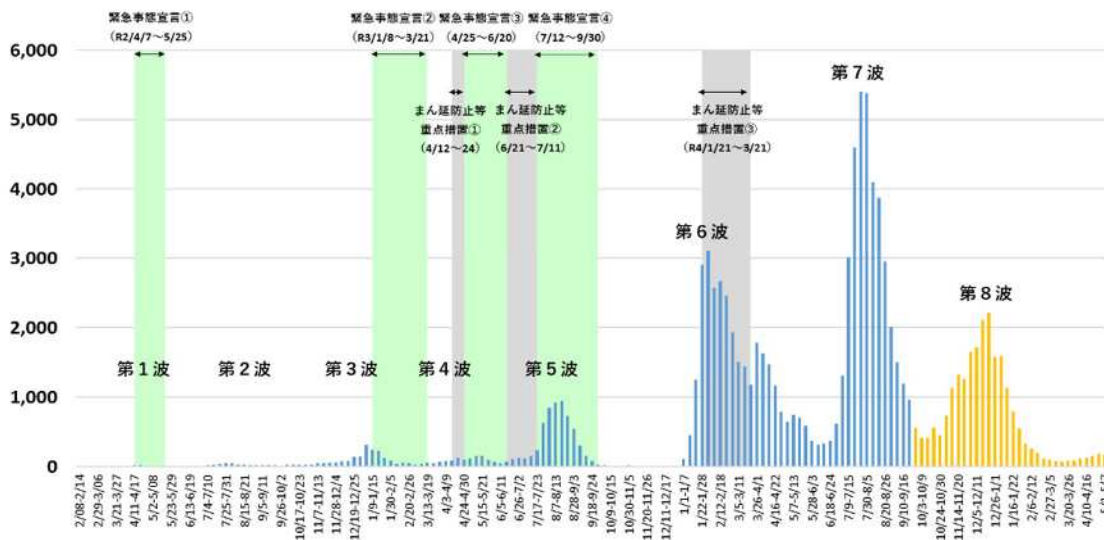




### 《参考》東京都の陽性者推移



### 《参考》北区の陽性者推移



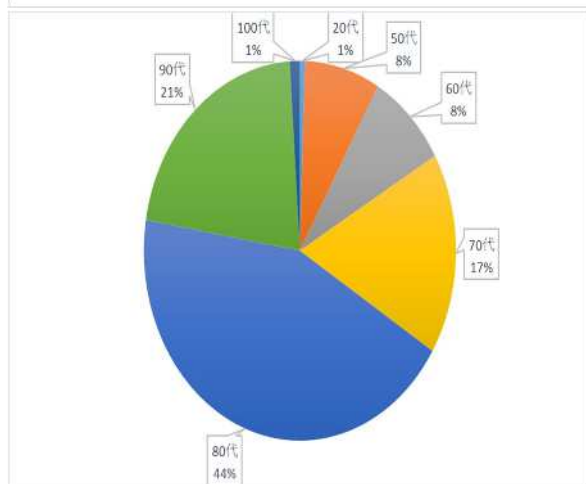
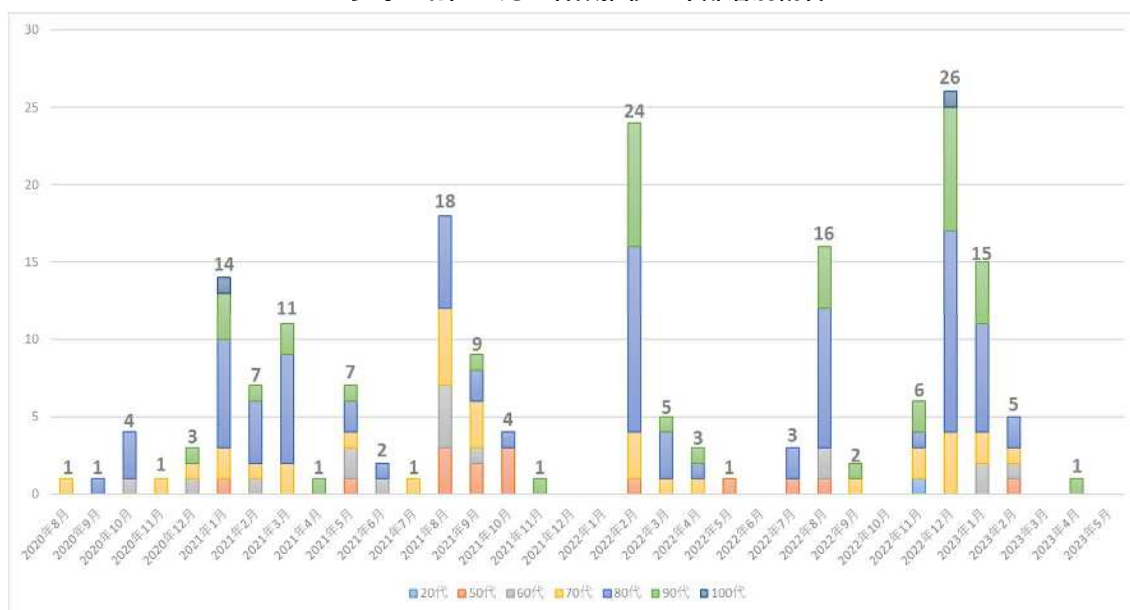
## ②死亡者の統計

5類感染症移行前における国内死亡者累計は74,059名となった。北区内の医療機関においても、重症化リスクの高い方や高齢者を中心に、192名の死亡が報告された。内訳として60歳以上が9割を占めていたことから、高齢者に重症化傾向があることが見受けられる。

死亡時の状況としては、医療機関における入院中の体調急変が最も多く挙げられるが、一定の事情により自宅にて死亡が確認される場合もある。北区においても、体調急変時のSOS発信が困難であった方や、自宅療養を強く希望される方などが、自宅にて亡くなられたことが確認されている。

No	死亡者累計	死亡者のピーク数（年月）
国	74,059名	10,849名（令和5年1月）
都	7,949名	871名（令和5年1月）
北区	192名	26名（令和4年12月）

《参考》北区の死亡者数推移・年齢層別割合



◎年齢層別死亡者数は以下のとおり

年齢層	人数
20歳代	1名
50歳代	15名
60歳代	16名
70歳代	33名
80歳代	84名
90歳代	41名
100歳代	2名
総計	192名

## (2) 発生経緯

### ①世界的な流行～国内発生（2019/12～2020/3）

令和元年（2019年）12月、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎の発生が報告され、患者から新型コロナウイルスが検出された。その後、全世界に感染が拡大し、WHO（世界保健機関）は令和2年1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言し、また、同年2月11日に新型コロナウイルス感染症の正式名称を「COVID-19」と命名した。さらに感染が拡大し、同年3月11日には、WHOが新型コロナウイルス感染症の「パンデミック」（世界的な大流行）と表明した。

国内においては、令和2年1月15日に初めての感染者が確認され、同年2月1日には新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定された。また、2月3日、横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号における集団感染が疑われたことで、検疫終了まで乗客の下船を許可しない事例が発生した。

その後、4月上旬に感染のピークを迎え、令和2年4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という）に基づき、7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に史上初の緊急事態宣言が発出された。さらに同年4月16日には、緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、全国的な流行となった。

北区においては、令和2年3月に区内最初の患者発生を確認し、4月第2週～第3週に第1波のピークを迎え、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった。

### 【第1波】（2020/3/23～2020/5/17）

北区では、区内初の患者発生確認後、令和2年3月第3週（3/21～27）より感染者の増加が始まった。4月第2週（4/11～17）に感染のピークを迎え、1週間に25名の感染者を確認した。その後、感染の波は緩やかに落ち着いていき、5月第3週（5/16～22）には感染者数が0名となり第1波が終息した。

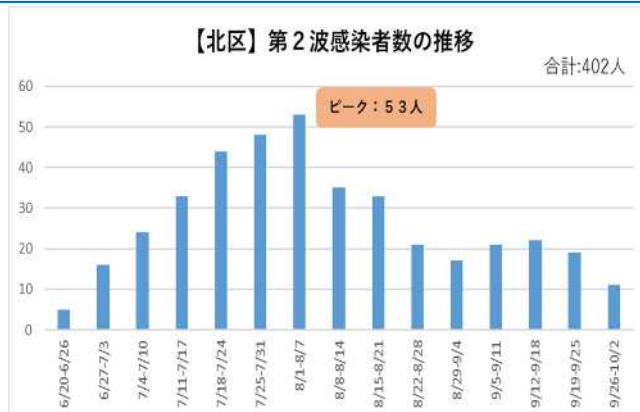


また、第1波の感染拡大に伴い、令和2年4月7日に政府が「緊急事態宣言」を7都府県に発出し、同年4月16日、全都道府県にその範囲が拡大された。なお、第1波の終息に伴い、同年5月25日に緊急事態宣言は全面解除された。

国内史上初の緊急事態宣言の発出により、外出自粛の協力要請、施設の使用制限等が課せられたことで、北区危機管理対策本部において、職員の勤務体制や事業及び公共施設の運営の在り方等に関する検討を行った。

## 【第2波】(2020/6/22~2020/9/27)

北区では、5月末より、約1か月間感染者数が少ない状態が続いていたが、令和2年6月第3週(6/20~6/26)から上昇傾向となり、8月第1週(8/1~7)に第2波の感染のピークを迎えた。ピーク時の感染者数は53名となり、第1波のピーク時の約2倍の名数となった。8月第2週(8/8~14)からは感染者数が減少し、9月第4週(9/26~10/2)には11名となったが、その後、10月第1週(10/3~9)には33名と再び上昇傾向に転じ、第3波へと突入していった。



一方、国内においては、第1波終息後の同年7月、政府による経済政策として実施された「Go To トラベル」の開始により、国内の人流が増加し、主に繁華街の飲食店等において、集団感染が発生していた。

## 【第3波】(2020/10/26~2021/2/28)

第2波収束後、令和2年10月第3週(10/17~23)から上昇傾向となり、翌1月第1週に、週あたり319名の感染ピークを迎えた。第2波と比較して、ピーク時の感染者数は約6倍、波の総感染者数は約5倍となった。



また、第3波の感染拡大に伴い、政府は令和3年1月7日に関東の1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)を対象とした緊急事態宣言を行った。

同年1月13日には、7府県(栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)を対象地域に追加し、同年2月2日及び3月5日に期間延長を発表した。その後、感染者数の減少に伴い、同年3月21日に緊急事態宣言がすべて解除となった。

この間、令和3年2月13日に、当該感染症に係る対策の推進を目的に、感染症法及び特措法が改正され、「新型インフルエンザ等感染症」への法的位置付けの変更や、「まん延防止等重点措置」の創設等、様々な措置が講じられた。

## 【第4波】(2021/3/1~2021/6/20)

第3波収束後、令和3年2月第4週(2/27~3/5)から緩やかに上昇し、アルファ株の流行による第4波となった。ピーク時の感染者数は令和3年5月第2週(5/15~21)の157名であり、第3波の半分程度となった。令和3年6月第1週(6/5~11)の53名を底として、再び上昇傾向となり、そのまま第5波へと続いていった。

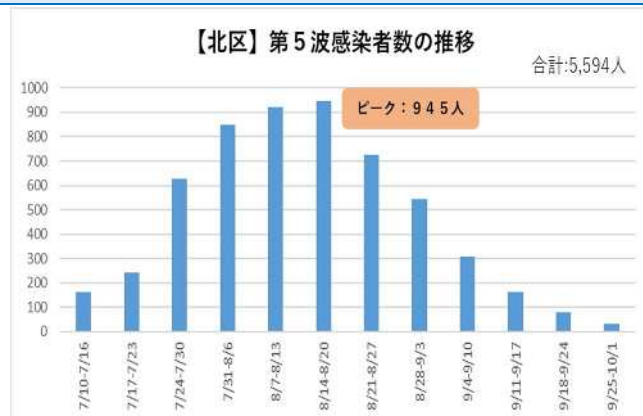


第4波の感染拡大に伴い、政府は令和3年4月1日に「まん延防止等重点措置」に関する公示を3府県(宮城県、大阪府、兵庫県)に対して行い、4月9日には3都府県(京都府、沖縄県、東京都)を対象区域に追加した。その後、さらに感染が拡大し、4月23日に4都府県(東京都、京都府、大阪府、兵庫県)を対象区域として緊急事態宣言を行った。緊急事態宣言は6月20日まで続き、感染の収束とともにまん延防止等重点措置(6/21~7/11)に切り替わった。

また、国内におけるmRNAワクチンの接種が進められ、2月から医療従事者を対象に、4月から高齢者への接種が開始された。

## 【第5波】(2021/7/12~2021/9/26)

インドを起源とする感染力の強いデルタ株が主流となり、令和3年7月第3週(7/24~30)に、前週比約2.6倍となる爆発的な増加が見られた。その後も感染の拡大は止まらず、8月第2週(8/14~20)に週あたり945名の感染ピークとなった。過去最大の波であった第3波を遥かに凌ぐ規模となり、ピーク時の名数は約3倍、総感染者数は約2.8倍となった。その後、減少傾向となり、9月第4週(9/25~10/1)には、週あたりの感染者数が34名と約6か月ぶりに30名台となった。



なお、第5波は、重症化リスクが高いデルタ株による、過去に例のない感染拡大となったことから、医療提供体制が深刻な機能不全な状態となり、北区においても、感染者数に対する死亡者比率が最も多い時期であった。



## 【第6波】(2021/12/20～2022/6/19)

令和4年12月中旬に、国内で新たに確認されたオミクロン株が主流となり、第5波の収束以降、週の感染者数が20名以下の落ち着いた状態が、約3か月間続いていたが、年明けの令和4年1月第1週(1/1～7)に、感染者数が週あたり113名に急増した。その後、第2週457名、第3週1,250名、第4週2,901名と前例にない速度で感染が拡大し、第5週(1/29～2/4)にはピークの3,107名となった。



発生当初のオミクロン株は、感染・伝播性の高さが懸念されており、航空機内で同感染症が発生時には、機内全員が濃厚接触者とされていたため、保健所における濃厚接触者対応が増大した。この間、東京都において「臨時医療施設」が設置され、妊婦や高齢者等の重症化リスクの高い方を対象とした療養体制が強化された。また、オミクロン株の特徴と社会経済活動への影響を踏まえて、濃厚接触者の待機期間が14日間から10日間に縮小された。

## 【第7波】(2022/7/1～2022/9/30)

第6波収束後、6月第4週(6/25～7/1)に621名、7月第1週に1,309名、第2週に3,011名、第3週に4,597名と爆発的に感染者数が増え、7月第4週に5,405名とピークを迎えた。第6波と比較するとピーク時の感染者数が約1.7倍、波の総感染者数は1.2倍となり、過去最大の波となった。その後、8月第2週より感染者数が減少し、9月第4週には560名となり約3か月で波が収束した。



この間、第6波において縮小された濃厚接触者の待機期間が、7日間から5日間に更に短縮された。また、有症状患者の療養期間においても、10日間から7日間に短縮されるとともに、症状軽快から24時間が経過後または無症状の場合に感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出し等の必要最小限の外出が可能となった。

なお、第7波終期に、発生届の限定化が行われ、高齢者や重症化リスクが高い方等の4類型に該当する方に対して、重点的な保健所の関与を行うこととなり、届出対象外の患者に対しては、東京都が設置した陽性者登録センターへの任意登録により、各種支援を受けられる仕組みが整備された。

## 【第8波】(2022/10/1~2023/5/7)

発生届限定化後の波となり、10月第1週に413名、第4週に456名、11月第3週に1,329名、12月第2週に1,720名と緩やかに増加を続け、12月第4週に2,214名と感染のピークを迎えた。その後、感染者数が減少し、令和5年3月第3週(3/13~19)に74名となり、その後は5類移行まで200名以下で推移していった。



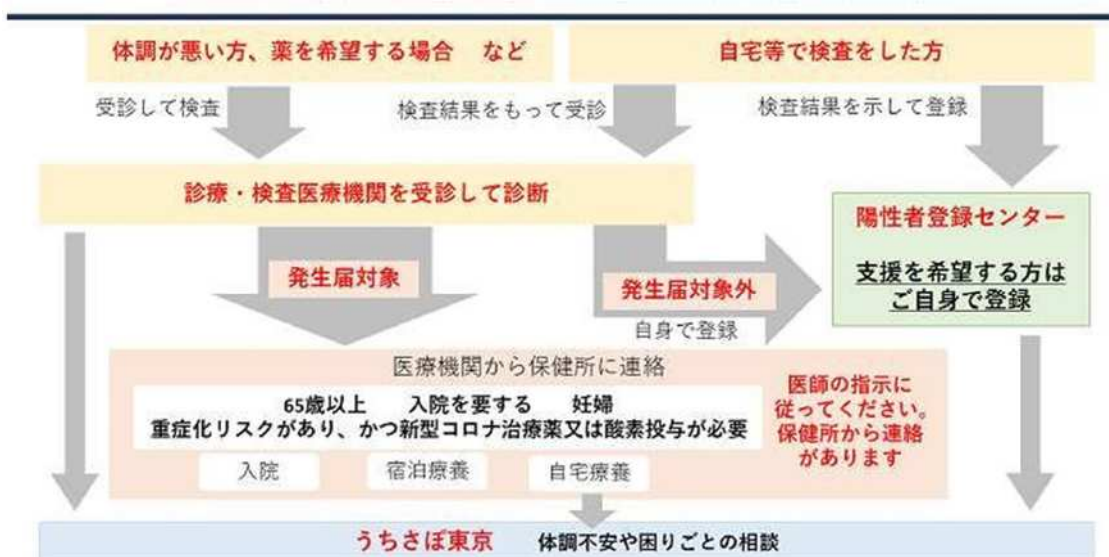
発生届の限定化の影響により、保健所に報告される感染者数は減少したものの、オミクロン株による流行の感染規模は非常に大きく、同年12月の区内病院の死亡者数については、月別比較で過去最大となった。

### 《参考》発生届限定化後の4類型(発生届対象者)

No	対象者
1	65歳以上の高齢者
2	入院を必要とする方
3	重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与又は酸素投与が必要な方
4	妊婦

With コロナに向けた新たな段階への移行に基づき、高齢者・重症化リスクのある方に対して適切な医療の提供を行うため、発生届の提出対象者を4類型に限定化した。

### 《参考》発生届限定化後の東京都における検査・医療体制 ※東京都資料抜粋



(白紙)



## 第2章

---

### 北区の対応

# 1 行政運営

## (1) 対策本部

### ①危機管理対策本部の設置

北区では、重篤な感染症の発生及び流行等の区民の生命、身体、財産に重大な被害を与える事態またはおそれのある事態が発生した場合、広域性及び想定される区民への被害の大きさ等を勘案し、迅速かつ的確に対応するため、東京都北区危機管理対応基本指針に基づき「危機管理対策本部」の設置が義務付けられている。

新型コロナウイルス感染症対応においては、令和2年2月7日に同本部を設置したのち、令和5年5月8日の5類感染症への移行までの間に、計92回の会議を開催し、区民への情報発信、国・東京都の対応の情報収集、関係各部課との情報共有、感染の拡大防止対策の強化を図った。

### ②新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

特措法に基づく「緊急事態宣言」の発出に伴い、当該感染症等対策の総合的な推進に関する事務を司る「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

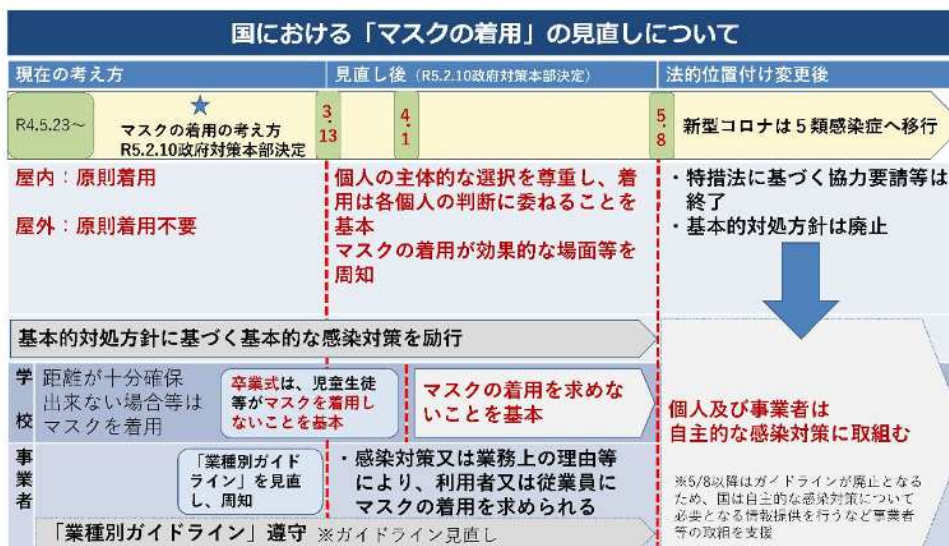
当該本部は、5類感染症への移行するまでの間、3度の緊急事態宣言の発出に合わせて会議を開催し、当該感染症対策のための措置全体に渡る区の方針、情報の提供及び体制の構築等について審議等を行った。

## (2) 感染症対策

### ① マスクの着用

マスクの着用は「他者を感染させないこと」と「自分を感染させないこと」を目的とされている。区においても、職員の勤務中における不織布マスクの着用を原則とし、公共施設利用者に対するマスク着用の注意喚起等を実施してきた。令和4年5月25日に屋内外におけるマスク着用に関する考え方の見直しがされ、また、令和5年3月13日以降マスク着用の判断が個人の主体的な判断に委ねられる考え方が政府より発出されるとともに、区民等のもとより、職員においても国の方針に従い対応を変更してきた。

《参考》マスク着用の見直しの推移 ※東京都資料抜粋



### ② 定期的な換気

「新型コロナウイルス感染症診療の手引き（第6.0版）」より、飛沫に加え、「エアロゾルの吸入」が主要感染経路と考えられると示されたことで、効果的な換気を行うことの重要性が改めて認識された。このことを踏まえ、各課において、ドアや窓の2方向開放に加え、扇風機やサーキュレーターを使用し、効果的に空気の流れを作り、浮遊するウイルスの停留防止に努めた。また、換気扇や窓等がない空間においては、空気清浄機を使用し、エアロゾルの捕集を行う対応も合わせて実施した。

### ③手洗い・消毒

ウイルスの接触感染防止を目的に、区においても、こまめな手洗いやアルコール等による手指消毒の促進を図ってきた。

公共施設の入口や窓口に消毒液を設置するとともに、執務室内においても、会議室等の共用部や電話機等の共用物を定期的に消毒するなど、職員間での感染防止対策を図った。また、会議等事業実施時においては、マイクや飛散防止パネルの消毒を実施し、訪問業務等を行う職員に対しては、携帯用ハンドジェルを配付する等、外出先での感染防止対策を行った。

《参考》手洗い・消毒について ※厚生省資料抜粋

**新型コロナウイルス対策**  
**身のまわりを清潔にしましょう。**

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回繰り返し	約 0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。  
(資料提供：感染症学雑誌、80:496-500,2006から作成)

**食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。**



**熱水**

食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。  
大気中に置いてください。



**塩素系漂白剤**  
(次亜塩素酸ナトリウム)

濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。  
ハイター、ブリーチなど、包装に作り方を参照しています。  
※漂白剤の取扱が身の取り扱いには十分注意が必要です。  
※必ず包装の注意書きをよく読んで、危険を回避してください。



**洗剤**

有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。  
NITEウェブサイトでご登録リストを公開しています。  
**NITE 薬剤リスト 公開**  
[こちらをクリック](#)





### ④パーティションの設置

飛沫感染防止を目的に、区役所庁舎をはじめ、多くの公共施設の窓口及び執務室等において、飛散防止パネルや透明のビニールシート等のパーティションを設置した。

のちに、極めて微細な粒子によるエアロゾルについては、パーティションでは十分に遮断できず、換気の徹底の重要性和、空気の流れを阻害しないパーティションの設置方法の工夫も促された。

## ⑤接触機会の低減

国内における感染者の確認以降、緊急事態宣言の発出時等において、人流の抑制を目的に不要不急の外出自粛が求められた。これを受けて、区においても、従来対面で行っていた会議や事務事業について、WEB環境の活用を含めた対応方法の変更を行うことで、区民や職員等相互に接触機会の低減を図るための取組を様々行った。

また、職員の勤務体制に関して、公共交通機関を利用する職員を対象に時差出勤を可能とし、緊急事態宣言の発出等に合わせて全職場を対象に在宅勤務をできるようにする等、職場内感染のリスクを減らすための対応も合わせて実施した。

### 《参考》接触機会の低減対応例

No	概要	詳細
1	Web会議端末の貸出し	対面での接触を防ぎつつ業務を遂行するため、オンライン上での会議が実施できるよう、各課を対象にWeb会議システムの配備及び貸出しを実施した。
2	テレワーク環境の整備	専用USBドングルにより、庁外においても内部情報系システム等へ接続することができるシステムを構築した。
3	会議の書面開催	各種会議において、対面による開催から、書面開催に変更した。
4	訪問調査の変更	家庭訪問等を行う業務について、電話やメール等対応に変更した。
5	各種申請書提出に対する郵送対応の推奨	従来、窓口で受付を行う業務について、書類の郵送対応等を推奨する旨のアナウンスを行った。
6	電話・オンラインによる相談事業の実施	従来、対面で実施してきた相談事業を電話やWEB会議形式にて実施できるように変更した。
7	附属機関の会議における審議等の特例に関する条例を制定	会議の招集による審議等に代えて、持回り審議等を行うことができることとした。

## (3) 組織別対応

### ①政策経営部の代表的な取組

#### ①Web 会議・資料のペーパーレス化による庁議の実施

庁議については、庁議室において対面で開催し、口頭による議論や意見交換を行っていたが、飛沫等による感染のリスクが高い状況にあった。また、資料についても紙媒体による配付を行っていたことから、紙媒体からの接触感染の可能性があるなど、感染対策が急務の課題となっていた。

このことから、自席で会議が実施できるよう Web 会議方式による運営を行なうとともに、資料のペーパーレス化を図った。

#### ②情報資産の持ち帰りによる業務継続

平常時、情報資産の持ち帰り及び私物パソコン等の使用は禁止しているが、最高情報セキュリティ責任者（政策経営部長）の許可を得て、通信環境のない情報系端末による情報資産の持ち帰り及び私物パソコンへの電子メールのデータ送信による持ち出しを認め、業務を継続した。

#### ③テレワーク環境による業務継続

専用 USB ドングルにより、職員が情報系端末を活用して、在宅や庁外において内部情報系システムに接続することができるシステムを構築し、決裁等の事務処理が即時にできる方法で業務を継続した。

### ②総務部の代表的な取組

#### ①附属機関の会議における審議等の特例に関する条例の制定

新型コロナウイルス感染症の影響により、附属機関の会議の開催が困難な状況にある中、附属機関における審議等が必要な事案も想定されることから、会議の招集による審議等に代えて、書面の回付その他附属機関の長が指定する方法による審議等を行うことができる旨を定めた。

#### ②時差勤務の実施

令和 2 年 2 月 25 日付で、国の新型コロナウイルス感染症対策本部より、国や地方公共団体、企業等並びに国民が一丸となって更なる新型コロナウイルス対策を進めるための基本方針が示された。区においても、可能な限り患者・感染者との接触機会を減らすことが課題となっており、新型コロナウイルスによる職員の感染予防のための緊急的な対応として、公共交通機関を利用して通勤する、希望する職員を対象に時差勤務を実施した。

### ③区民向け啓発講座および人権講演会における YouTube 録画配信の実施

従前の区民向け啓発講座および人権講演会では、対面方式の開催を基本としてきた。しかし、緊急事態宣言下等においては、感染症拡大の懸念があることから、対面での開催が難しく、継続的に啓発を行えないことが課題となっていた。

そのため、一部の啓発講座の開催方式を対面から YouTube 録画配信へ切り替えた。録画配信に切り替えることで、感染症拡大のリスクを回避しつつ、講座を開催することが可能となった。また、Zoom を通じたオンライン開催もできるように施設内のネットワーク環境も整え、小規模の講座であれば、感染症拡大時でも継続的に開催できる体制を整えた。

## ③危機管理室の代表的な取組

### ①防災無線による注意喚起

蔓延防止や緊急事態宣言に関し、東京都からの依頼により防災行政無線等により、区民への周知と注意喚起を実施した。緊急事態宣言期間においては、通常の注意喚起のほか区長による呼びかけも実施した。

### ②手指消毒等の設置

庁舎及び庁外施設等において、職員や来庁者が使用する手指消毒及び非接触型消毒液スタンドを設置し、維持管理を行った。

### ③避難所開設訓練の参加人数の制限及び時間の短縮

避難所開設訓練の実施に当たり、参加人数を制限し、大人数での訓練の実施を控えた。訓練内容も三密を回避するものに変更し、開催時間も従来の 2/3 程度に短縮し、訓練中は換気や手指消毒を徹底した。

## ④地域振興部の代表的な取組

### ①窓口業務における混雑の緩和策

従来からの制度融資等の事業は、窓口にて申込順や事前予約制に取り組んでいたものの、コロナの影響による新たな支援事業が開始されたこともあり、待合スペースの共有に伴い、申請者の整理及び密状態の解消が課題となった。

そのため、待合スペースに一定の距離を保ってイスを増設するとともに、事業により申請者に整理券の配布や郵送による申請受付を実施することで多面的に混雑の緩和を図った。

### ②貸出施設における対応及び窓口の混雑防止対策

区の危機管理対策本部の方針に基づき、対象期間における貸出施設の対応方針を定めた。コロナを理由とする施設利用のキャンセルに伴う使用料の全額還付対応、大声を出す利用や飲食の制限、感染状況を踏まえた定員の制限等の感染防止対策の徹底に取り組んだ。



### ③町会自治会への掲示物の縮減及び回覧物の中止

区の各部署から依頼のある掲示物の量や掲示時期の調整を行い、町会自治会の活動の密対策と貼り替え回数減に向けて取り組んだ。

また、接触や感染への対応のため、町会自治会への区事業等の回覧物の依頼を中止した。

## ⑤区民部の代表的な取組

### ①証明書手数料の免除・保険料の減免

新型コロナウイルスの感染拡大は区民生活に多大な影響を及ぼしたことから、区民や事業者の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援を受けるにあたり必要となる証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税課税証明書等）の手数料の免除を実施した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少し、日々の生活に困窮している方に支援を行うため、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯や前年度の世帯主の収入が三割以上減少する見込みである世帯に対して、申請により国民健康保険料の減免を実施した。さらに、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料についても同様に実施した。

### ②窓口混雑緩和に向けた取組み

例年3月から5月にかけて転出・転入の手続き等で多くのお客様が来庁し窓口が混雑することから、密対策が課題であった。そのため、北区ニュースやホームページで「来庁せずにできるお手続きのご案内」や「混雑・待合状況サービス」の利用案内を行ったほか、来庁前に届書や申請書等を自宅で事前に作成してきてもらうよう促し、窓口滞在時間の短縮や混雑緩和のための対策を行った。

### ③特別区民税の申告期限の延長

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、多くの人が集まる場所での感染の危険性を減らすことが重要であり、国税庁において令和2年度の申告所得税等の申告期限・納付期限が延長された。総務省より地方税においても適切に運用するよう通知があったことから、東京都北区特別区民税条例第7条の規定に基づき、同条例23条に定める特別区民税の申告期限の延長を令和2年度及び令和3年度に実施した。



## ⑥生活環境部の代表的な取組

### ①ポイ捨て防止キャンペーン（環境美化推進啓発活動）の一時的な中止及び活動見直し

毎年秋と春に各6回、JR主要駅周辺で町会自治会等の参加者が一堂に会して集団で街頭を行進して啓発及び清掃活動を行っていたが、開催すること自体や一堂に会して行うことで感染拡大するおそれが、コロナ禍における課題となっていた。

このため、感染拡大時期における開催の中止をはじめ、啓発・清掃活動の時間帯をずらすとともに、町会ごとに清掃活動のエリア分けを行うなど、密接・密集状態にならないよう配慮して実施する体制に変更して再開した。

### ②各エコー広場館の講座、イベント及び販売の中止

指定管理者と協議を行い、①令和2年2月～令和2年6月 ②令和3年1月～令和3年3月 ③令和3年4月～令和3年5月の期間、各エコー広場館で実施している講座・イベント及び販売事業を中止することとした。

また、危機管理対策本部の方針を基にリサイクル清掃課で「エコー広場館の利用にあたっての遵守事項」、「新型コロナウイルス感染拡大防止のためのエコー広場館スタッフ及び講師の遵守事項について」を早急に策定し、指定管理者に通知することで、施設における柔軟な運営体制を構築した。上記の期間以外は、これらの方針を遵守した実施が可能なものについてのみ、実施を行った。

### ③指定喫煙場所の一時的閉鎖対応等

区内8か所の屋外にある指定喫煙場所について、多数の利用者がパーティション等で仕切られた区画の中で喫煙を行うが、喫煙所内において密接・密集状態となってしまうことがコロナ禍における課題となっていた。

このため、一時的な閉鎖をはじめ、再開にあたっては定員数の設定や一定間隔を確保するための足元へのマーキング対応等により、感染拡大防止のための取組みを実施した。

## ⑦福祉部の代表的な取組

### ①障害支援区分認定調査のオンライン化

障害福祉サービスの分野において、コロナ禍による障害支援区分認定調査（新規認定を除き、認定更新に限る）のオンライン調査が一定程度、普及した。オンライン調査に対応可能な遠隔地の障害者入所施設については、障害福祉課障害相談係職員が入所者や施設職員とオンラインによる面談を実施することにより、施設を直接訪問することなく認定更新の手続きができるようになったため、手続きの省力化・省時間化を図ることができた。

## ②障害者作品展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び基礎疾患を抱える障害者の感染リスクを回避するため、令和 2 年度は従来方式での開催を中止、令和 3 年度は基本的な感染防止対策や 3 密防止などを図った上で、代替事業を実施した。令和 4 年度は、代替事業や障害者団体等との意見交換も踏まえ、北区ホームページでの展示によるデジタル展とセンター内の一部に展示する方式で実施した。

## ③区民（低所得世帯）及び介護サービス事業所等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・くらしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する「生活支援臨時特別給付金（1 世帯 10 万円）」及び当該給付金の対象とならなかった住民税均等割のみ課税世帯及び課税者の扶養親族のみ世帯等に対する「くらし応援臨時給付金（1 世帯 5 万円）」を給付した。この給付事務に迅速に対応するため、新たな組織「生活支援臨時特別給付金担当課」を設置することとし、早期給付と手続きの簡素化を図るため、課税情報を活用し対象となる世帯にプッシュ型で申請書等を送付した。

また、自らが新型コロナウイルスに感染するリスクを抱えながらも介護・障害事業所での業務に従事する職員に対し、慰労金の支給を行った。支給にあたっては、直接、職員に慰労金の支給が行われるように制度設計するとともに、迅速な支給と感染リスク低減を図るため、メールによる申請を実施した。さらに、コロナ禍による衛生物品等関連諸経費の増加に対する事業継続の支援として、各事業所に対し支援金及び協力金の支給を、前記と同様の方法で実施した。

## ⑧健康部の代表的な取組

### ①はぴママたまご面接のオンライン化

従前は対面のみでの対応を行っていたことから、妊婦への感染リスク生じること、リスクを踏まえて面接を敬遠する妊婦がいることがコロナ禍における課題となっていた。

そこで、感染拡大を防止しつつ、保護者の育児不安の解消を図るため、希望者に対するオンラインによる面接を行うことができる体制を形成した。

### ②食育事業の動画配信の推進

これまで、子ども向けの食育事業を事前申込制の親子参加、当日飲食がある形式で実施していた。そのため、飲食を伴う感染リスクが生じ、また、参加者が密状態になってしまうことがコロナ禍の課題となっていた。

これらに対応するため、食育事業の動画を作成し、北区ニュースで周知後、北区ホームページ並びに北区公式 YouTube に公開することで、非接触でありながら食育事業の体験が得られる体制を構築した。

#### ③食育フェア及び北・水辺ウォークにおける電子申請による申込及び人数制限開催

これまで食育フェア及び北・水辺ウォークを申込不要・当日参加で実施していた。そのため、不特定多数の区民がイベントに参加することになるため、接触感染のリスクが生じ、また、参加者が受付時等に密状態になってしまうことがコロナ禍の課題となっていた。

これらに対応するため、食育フェア及び北・水辺ウォークを電子申請による事前申込制とし、それぞれ 500 名程度の参加者に人数制限する開催方式とした。食育フェアにおいては、密を避けるため 1 時間ごとに申込者が来場する流れとし、感染防止措置を講じつつ、イベントが開催できる体制を構築した。

#### ④塩野義製薬株式会社との連携協定の締結

新型コロナウイルス感染症については、感染時の重症化リスクの高い高齢者施設等における感染拡大防止をいかに徹底するかが課題となった。コロナ禍において、健康部と福祉部が連携し高齢者施設等における感染予防事業などを積極的に推進してきたが、高齢者施設等における感染症対応力の向上を図るため、塩野義製薬株式会社と連携協定を締結した。

### ⑨まちづくり部の代表的な取組

#### ①北区バリアフリー基本構想推進協議会の対面及びオンライン開催

バリアフリーのまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、北区バリアフリー基本構想推進協議会を設置しているが、令和 2 年度から令和 4 年度上半期までは新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から書面開催としていた。このことにより、委員相互の意見交換の機会が減少したことがコロナ禍における課題となっていた。

そのため、令和 4 年度下半期には対面及びオンラインにより協議会を開催した。開催にあたり、事務局は、カメラ、マイク等の設営を行い、オンライン配信を行った。

#### ②地区計画等の説明会 YouTube への動画公開

地区計画等のまちづくり事業の取り組みについて、従前は説明会等の開催により、紙媒体を基本とした資料の作成や、口頭による情報共有等を行っていたが、多くの職員が触れる紙媒体からの接触感染リスクや、不特定多数の方が会場に集まり、密状態になってしまうことがコロナ禍における課題となっていた。

そのため、当該説明会の開催に替えて、事業内容を紹介する動画を作成し、YouTube での動画公開による対応を実施した。

#### ③王子駅周辺まちづくりガイドライン策定検討会ライブ配信による会場分離

従来は同一会場内に傍聴席を設けていたため、傍聴者と委員・関係者が密状態になってしまうことがコロナ禍における課題となっていた。

そのため、密にならないよう、検討会会場と傍聴席を別会場にし、検討会会場の映像をオンラインで繋げて実施した。

## ⑩土木部の代表的な取組

### ①窓口対応時等の感染症対策

来庁者と対応する窓口における飛沫による感染予防策として、カウンターへのビニールシートやアクリルパネルの設置、職員のフェイスガード着用を実施した。また、三密を避けるため会議は書面開催とした。

### ②協議や手続きでの感染症対策

窓口や現地立会い等で区民や業者との接触による感染リスクを軽減するため、土地境界確認事務での実務取扱者との打合せにおいて、対面からメール対応への変更及び立会いの制限を行った。また、道路占用事務において、インフラ関係企業との道路占用事前協議を窓口のみからFAXやメールも可とした。

### ③公園等利用者への感染症対策

感染拡大時、バーベキュー場や茶室、モノレール、遊具等の公園内施設を一定期間利用休止とした。また、利用者間の離隔を確保するため、「はなれてあそぼう2メートル」サインを公園等に設置した。

## ⑪教育振興部の代表的な取組

### ①学校臨時休業とコロナ禍における学校運営

北区立学校・園においては、国や東京都から示された指針やガイドラインなどをふまえるとともに、策定した北区独自のガイドラインに従い、感染症の予防と対策の徹底に努め、学校運営を行ってきた。

特に、学習機会の保障に関しては、令和2年3月から5月までの全国一斉臨時休業による授業時数の不足を補充するため、夏季休業期間の短縮（通常：7月21日～8月31日→令和2年度：8月1日～8月23日）などによる授業時数の確保を行った。また、濃厚接触者の特定やPCR検査結果の判明までに必要な期間の臨時休業や学年・学級閉鎖等期間について、端末機器とオンライン学習教材の活用を図ることにより、児童・生徒の学習機会の保障を図ってきた。その後、令和3年度以降は、GIGAスクール構想による「一人1台端末」の整備が令和3年4月に完了したことにより、「きたコン」（学習用端末）を活用した取組を積極的に進め、学級閉鎖の場合を含め、教室における授業の様子のオンライン配信やeライブラリやスタディサプリ等のオンライン学習教材の活用を推進した。Google Meetなどで児童・生徒の顔を見ながら健康状態の確認を行った。

## ②学校等における感染拡大防止対策

感染（疑い）者・濃厚接触者の把握については、各校（園）から教育委員会に報告を受け、北区保健所や学校医の助言を受け、濃厚接触者等の範囲を決め、検査・健康観察・出席停止措置・消毒等を実施するとともに臨時休業等の措置を実施した。PCR 等検査は、東京都等の無料検査を活用するとともに、教育委員会として、宿泊事業に参加する児童生徒に向けた一斉検査を実施した。また、感染症対策用品の購入については、国の補助金を活用した。

## ③保護者・事業者への経済的支援

事業の中止、行動制限に伴い、保護者・事業者を対象とした各種経済支援を行った。

### <図書カード配付事業>

令和2年度の冬季休業期間に、授業時数の減少等による学習面に及ぼす影響を考慮し、区内在住の小・中学生へ家庭学習で用いる教材や書籍を購入するための支援（1人あたり3,000円の図書カード1枚配付）を行った。

### <家庭学習用端末の貸与と家庭学習用ICT環境整備補助金交付事業>

授業と家庭学習の組み合わせによる学習活動を支援するため、インターネット環境がない家庭を支援する端末の貸与及び通信費の補助を実施した。

### <中学校修学旅行のキャンセル料補助金>

区立中学校の修学旅行の中止に伴うキャンセル料等にかかった費用の全額公費負担を実施した。

### <北区立中学校修学旅行移動バス補助金>

修学旅行実施にあたり、学校と新幹線発着駅間の移動のためのバス費用について補助金を交付した。

### <学校臨時休業対策補助金>

令和2年2月から3月の区立学校の一斉臨時休業に伴う、キャンセルできなかった給食食材費について、国の補助金を活用し、事業者に対して補助を行った。

### <学校給食食材の一部公費負担>

全学年臨時休業となった区立学校において、キャンセルがきかなかった給食用食材費を公費で購入するとともに、物価高騰に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食の食材（牛乳）の一部を公費で購入した。

### <就学援助の家計急変対応>

家計が急変した世帯について、前年総所得金額ではなく、現年度総所得見込み額による認定を行った。また、区立学校の臨時休業分も含めた学校給食費相当額の支給を行った。

### <指定管理者制度導入施設の減収補填>

指定管理施設である那須高原学園及び文化センターについて、一時閉鎖による利用料金収入大幅減少のため経営改革・公共施設再配置推進担当課の通知により補填した。

## ⑫子ども未来部

### ①保育園現場における感染予防対策

一般的な感染予防策としては、マスク着用・手洗い励行・三密の回避といった取り組みの実施が求められたところであるが、乳幼児においては、その徹底が難しいところであったが、可能な対策として、遊具等においてはこまめな消毒を行うとともに、給食において黙食を奨励したり、異年齢交流を控えるなど対策を行った。

### ②学童クラブ・放課後子どもプランにおける感染予防対策

乳幼児と異なり、小学生になると児童自らがマスク着用・手洗い励行・三密の回避などを自主的に行うようになる一方で、学校での感染予防策と整合を図る必要が生じることとなり、学校とは密に対応策の確認を行い、児童の成長を可能な限り保障する形で、感染予防策を行った。

### ③児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）における感染予防対策

保護者、親子向けのイベント・講座等については、感染状況に応じて、定員を絞るとともに原則として事前申込制を採用し、また、来館する利用者についても、それぞれの館の状況を見極め、入館をお断りするなどの対応を行った。



## 課題・対応策（行政運営）

### ①職員体制及び業務体制における課題

緊急事態宣言下等の感染拡大の非常時において、各部 BCP の発動や保健所への応援体制の構築が行われることで、職員研修の中止、通常業務の停止及び行動制限に伴う出勤体制の縮小等が図られ、一定程度の各部課の組織力低下を招いた。

この度のコロナ禍においても、動画視聴形式による研修実施、在宅勤務やテレワーク環境の構築、通常業務の見直し等により、職員の育成及び業務継続を図る手段が講じられたものの、実効性の担保や運用コストの課題等も見受けられたことから、継続的かつ効果的な施策として更なる展開を図っていく必要がある。

そのため、e ラーニングによる実効的な研修の導入や、サテライトオフィス、モバイルワーク等の検討により、より一層の職員の能力向上及び働き方の多様な手段の創出を図るとともに、通常業務の電子化等による効率化を進めることで、平時から業務負担を軽減していくことも合わせて重要であると考えられる。

### ②窓口業務等の継続における課題

新型コロナウイルス感染症の流行以前においては、証明書の交付等をはじめとした行政サービスの提供は「来庁による窓口対応」を原則としており、行政手続のデジタル化が十分に図れていない状況であった。そのため、緊急事態宣言時の外出制限等が生じた中で、窓口を安定的かつ継続的に運営することが課題となった。

これに対して、感染予防対策として「マスクの着用」「手洗い」「消毒」など基本的な対策に加え、飛沫防止対策のパーティション等の設置、環境浄化装置の導入など、様々な物理的対応策を講じつつ、郵送や電子申請での手続を推奨し、接触機会の低減を図ったが、流行初期の時点においては、区民等へのサービス低下が一定程度あったことは認めざるを得ない。

この度の経験も踏まえ、北区の行政手続を原則デジタル化していくための制度設計を、現在行っているところである。多くの手続をデジタル化していくことで、有事の際においても、サービスの提供を停滞させずに柔軟に対応する仕組みづくりが可能になると考える。

### ③イベントの中止等対応における課題

中止対応が長期化することで、区民や事業者の活動意欲を減退させ、地域活力や賑わいの減衰が生じてしまうとともに、当該事業を経験した職員の知識や経験の継承が困難になり、再開時における運営に支障をきたす可能性がある。

そのため、職員及び関係者の感染リスクを抑えつつ、事業効果の水準を下げない手法を検討し、可能な限り継続を図ることが望ましい。手法の一例としては、「インターネット環境を活用したオンライン開催」や「対面とオンライン配信を融合したハイブリッド形式による講座開催」「集団実施から単独実施できる手法への変更」などが考えられる。

#### ④情報展開に関する課題

感染リスクを抑制する必要があるため、説明会等の実施見送りや入場者数の制限等をせざるを得ず、区民が複雑な区政情報を理解し、意見を伝える機会が損なわれる可能性がある。

従来の会場使用のみならず、Web 開催、リアルタイム配信、撮影動画の公開、SNS の効果的な活用等、通信環境の充実やその効果的な活用方法の習熟によって、効果的な情報発信ができることが望ましい。

また、感染症から区民の命を守ることも目的に、様々展開する情報の波に吞まれず、必要な情報を的確に届けられるように、情報の精査はもとより、視覚的に分かりやすいホームページの作成や、区民の目に留まる SNS の活用を積極的に図っていくことも重要である。

#### ⑤相談業務等の対面対応に関する課題

福祉部門、特に高齢者や障害者の支援に係る相談業務は、相談者の状況把握なども必要となることから対面での対応が基本となるが、コロナ禍においては相談者側の感染リスク回避への意識や相談機関側のアウトリーチへの不安などの影響もあり、相談に繋がらないケースの増加が懸念された。

今後も、新たな感染症の発生リスクなどを考慮すると、対面だけではなく、デジタルを活用したオンライン相談などの活用を推進する必要もあり、相談者側となる高齢者などを中心とするデジタルデバインド対策が重要である。

#### ⑥学校等運営に関する課題

学校行事の中止、縮小や内容の見直し、授業等において児童・生徒同士の対話や共同学習等への制限や制約など多くの面において学校運営に影響を及ぼした。また、児童・生徒の不安・心身の変化や運動不足等の心配などの影響も指摘された。特に、オンライン対応においては教員の ICT 活用の技術面の差異や学校間における対応状況が異なるなどが見られた。

今後も、1人1台端末の活用をはじめとするデジタル技術を活用した学びの充実を図るとともに、新たな感染症の流行や災害などの不測の事態に備えるため、ICT 環境の整備や教員の ICT 活用能力の強化に向けた取組を推進することが重要である。



## 2 保健所体制

### (1) 事務執行体制

#### ① 課内体制の再編

新型コロナウイルス感染症に対しては、保健予防課を中心に、住民からの相談対応、陽性者への積極的疫学調査、入院調整及び患者移送、健康観察等の業務を実施してきたところである。これらの業務は、国、東京都、区がそれぞれ様々な施策を展開していくとともに、年々複雑多岐な仕組みになっていったため、職員個々人が全ての業務を把握し、実行していくことが困難な状況となった。

そのため、北区においては、各業務を担当する班を形成し、感染の波の発生時や、イレギュラーケース発生時等においても、各業務に精通した職員の横連携による迅速な患者対応を行うことができる体制を構築した。

#### ≪参考≫ 令和4年度班体制

No	班名	主な業務内容
1	総括班	全体統括、庶務（人員、予算、契約、情報等管理）、ICT管理（HER-SYS、kintone、SMS、RPA等） など
2	法定事務班	発生届の受理、療養証明書の発行、就業制限通知及び入院勧告通知書の発行、入院医療費公費負担関係処理 など
3	入院・外来調整班	区内医療機関及び東京都入院調整本部への入院等調整、宿泊療養施設への入所調整 など
4	疫学調査班	感染症法第15条に基づく積極的疫学調査 など
5	在宅医療班	健康観察管理（保健所、東京都FUC、訪問看護ステーション）、救急隊対応
6	電話班	一般相談コールセンター対応
7	相談班	医療相談コールセンター対応
8	施設対策班	区内施設・事業所における積極的疫学調査、保健指導など
9	結核検査班	行政検査対応、物資支援及び配送（食料、パルスオキシメーター等）、不通者訪問

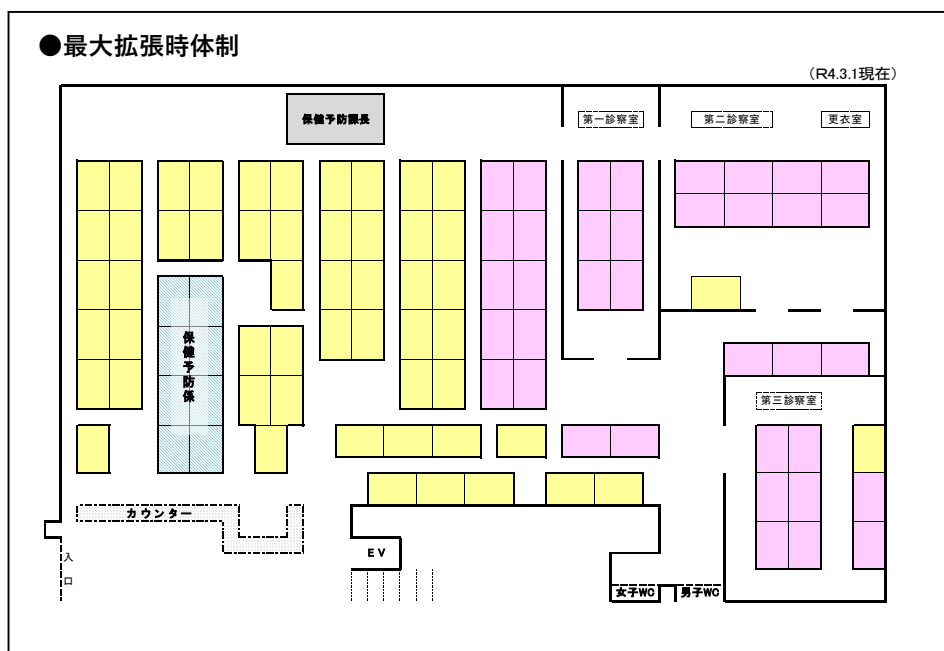
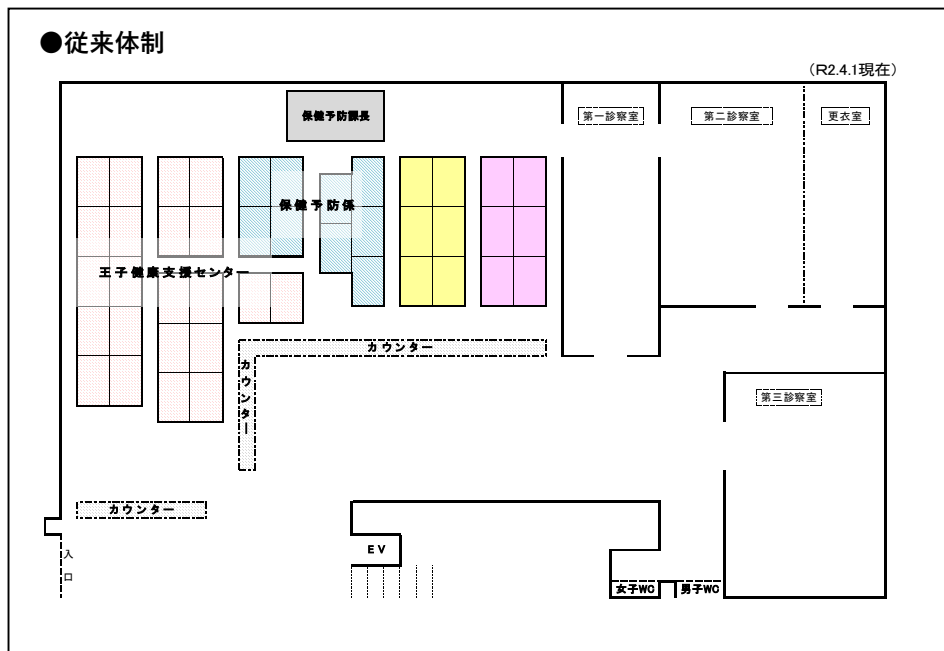
#### ② 応援体制の構築

陽性者の増加に伴い、従前の課内職員体制による対応が困難となってきたことから、東京都及び他部課からの職員応援体制が構築された。

また、感染の波に捉われない迅速な人材の補充を目的に、複数社からの派遣社員の登用及び会計年度任用職員の採用等を進め、更なる体制強化を図った。

さらに、学校法人帝京大学と「新型コロナウイルス感染症発生時における東京都北区保健所の業務継続のための支援等に関する協定書」を締結し、同法人等の医師等による患者のトリアージ、積極的疫学調査、クラスター発生時の分析等の協力を得た。

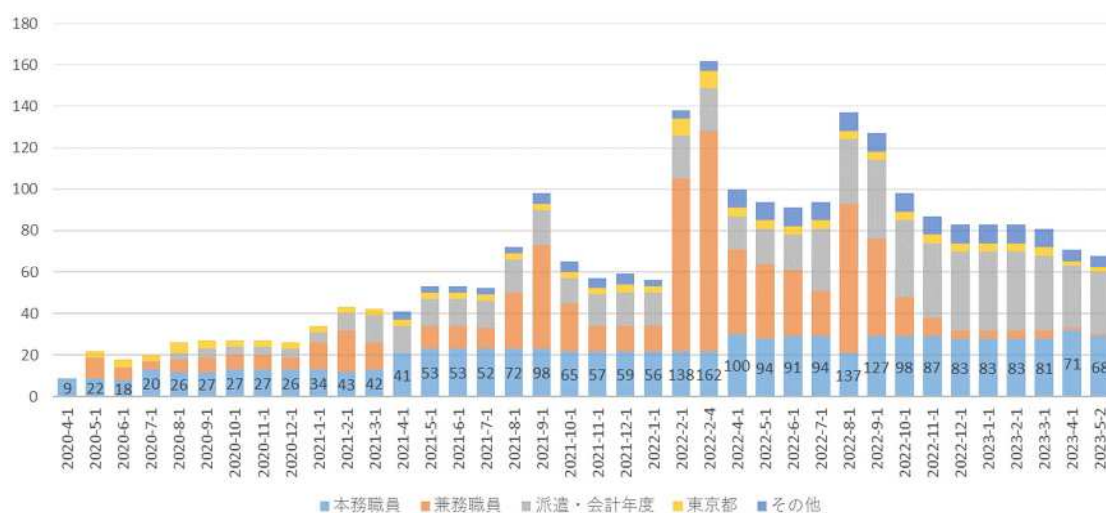
《参考》保健予防課執務室比較



結核感染症係（事務職）  
 結核感染症係（医療職）

◎全庁応援職員、派遣職員、会計年度任用職員等を受け入れるため、王子健康支援センターや保健予防係栄養担当の執務室の移転、各会議室等の執務室への転用等を行い、保健予防課結核感染症係の執務室拡張を図った。

## 《参考》人員体制推移



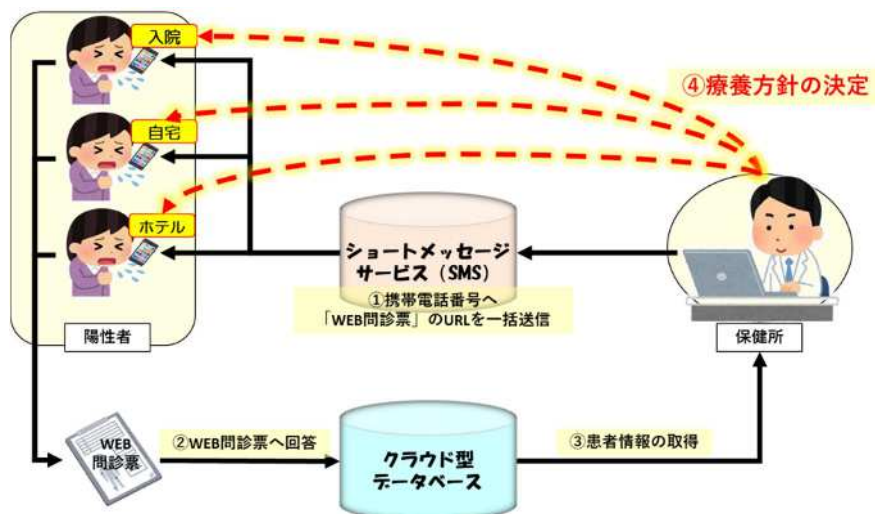
- ◎令和2年度当初は本務職員9名体制であったが、令和4年2月第4週の「第6波対応」時には、最大162名となった。※夜間休日の応援待機職員を含む。
- ◎兼務職員による全庁応援体制は、令和4年11月第2週で終了し、部内兼務体制のみ継続した。
- ◎その他は、帝京大学及び同大学院の医師及び看護師等をはじめ、複数機関からの医療職応援が含まれており、医学的知見による患者トリアージや疫学調査等の協力を得た。
- ◎派遣職員の登用については、令和2年8月に医療職に係る人材派遣会社と、令和2年12月及び令和4年6月に事務職に係る人材派遣会社と契約を取り交わし、最大40名の人員体制を構築した。

### ③ ICTの活用

感染の拡大に対応するため、第6波以降「ICTの活用」を強く推し進めてきた。クラウド型のデータベース及びショートメッセージサービスを活用し、WEB回答による患者状況の確認を行うことで、職員間での情報共有の円滑化と、積極的疫学調査等の効率化を図り、高リスク者への対応に注力することが可能になった。

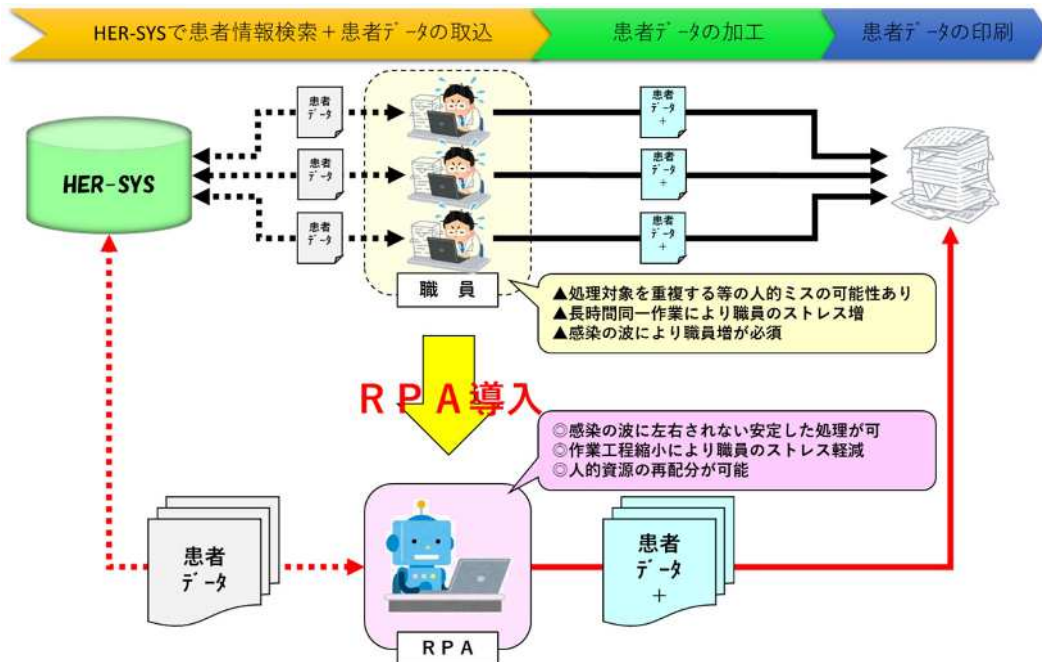
また、前述のサービスに加え、HER-SYS、内部情報系システムに対して、RPAによる各種データの連携を行い、患者情報の更新等の定例的処理を自動化することで、職員の事務負担の軽減と人的資源の効率的な再分配等を図った。

《参考》「SMS」及び「クラウド型データベース」を活用した患者対応例



◎導入前は、職員が陽性者一人ひとりに「架電による症状等の聞き取り」を実施していたため、電話対応時間の超過に伴う業務遅滞が問題となっていた。SMS 導入後は、対象者へ一括調査を行うことができるようになり、クラウド型データベースに格納される回答内容に従い、患者の療養方針の決定等を効率的かつ迅速に行えるようになった。

《参考》RPA の活用例



◎患者データの取込等作業については、正確かつ迅速な PC スキルが必要となることから、患者増加時における処理ミスや職員の精神的負担も大きい状態であった。業務プロセスの一部に RPA を導入することで、安定かつ正確な処理を可能にし、人的資源の再配分等を図ることができた。

## (2) 患者対応体制

### ①積極的疫学調査

#### <概要>

当該感染症は、感染症法第12条に基づく医療機関からの発生届が保健所に提出されることで陽性者を把握し、全発生届に対し保健所医師を含め一つ一つミーティングを行い、陽性者支援方針を立てた上で、各陽性者に対し架電による聞取り（積極的疫学調査）を実施する。積極的疫学調査では、感染源探索・接触状況調査を行い、濃厚接触者の特定・PCR検査を含む濃厚接触者の健康観察方針を決定する。さらに陽性者の療養方針・自宅療養中の健康観察を決定し、療養中の感染拡大防止策の保健指導を実施する。

#### 《参考》主な事業・取組

年月	主体	内容
令和2年3月	【区】	全発生届に対し積極的疫学調査を実施
令和3年4月	【区】	市中感染により積極的疫学調査の絞り込み実施
7月	【区】	非常体制への移行（患者への医療提供と療養支援の重点化）開始
8月	【区】	調査遅延対策として事務職員による簡易疫学調査開始 土日に臨時一斉簡易疫学調査開始（以後、調査遅延に伴い実施）
9月	【国】 【区】	入帰国者への健康観察フォローアップ対応 発生届ミーティングの体制変更
10月	【国】	保健・医療提供体制の目標と目指す水準を設定
11月	【国】	航空機内における B1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者対応開始
12月	【区】	SMS によるファーストタッチ開始 全発生届に対しトリアージを開始 Web 事前調査による疫学調査開始
令和4年7月	【都】	東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限の取り扱いを変更
9月	【国】	発生届の届出基準の変更（4 類型に限定）
令和5年3月	【都】	東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限の取り扱いを変更

## <各波における対応>

### ①第1波～第4波

当該期間においては、保健師による全数積極的疫学調査を実施した。第4波では変異株（アルファ株）が出現し市中感染したため、感染源探索や同居者以外の濃厚接触者の特定を簡略化し、調査の絞込みを行った。陽性者の急増に伴い日本語が話せない外国籍の陽性者も増え、日頃から外国人支援を行っている団体に疫学調査の協力を要請したケースもあった。

### ②第5波

デルタ株が主流になり、陽性者がさらに急増する（最大前週比 258%）と入院・宿泊療養方針を決定しても入院・入所できない状態になり、自宅療養にならざるを得ないケースが増えた。それに伴い、保健所業務もさらに逼迫し、保健所から陽性者への架電（ファーストタッチ）も遅延してしまった。そのため、同一世帯の濃厚接触者の特定のみを実施した簡易疫学調査を導入し、症状・年齢・基礎疾患等により陽性者の療養方針を分類し、事務職員が調査をする方法を追加した。

第5波沈静期には入帰国者からオミクロン株が発生し、検疫所から連絡があった入帰国者に対して保健師の架電による積極的疫学調査と、航空機内での濃厚接触者への健康観察が追加された。それに伴い、兼務事務職員を動員し対応にあたった。

### ③第6波

オミクロン株が主流になり、さらに陽性者が急増（最大前週比 300%）するようになると、第5波に導入した簡易疫学調査を土台に、オミクロン株の特徴を踏まえたトリアージ（陽性者の状態により調査方法を分類）を全発生届に導入した。それにより、入院方針や症状悪化のリスクが高い陽性者に対する疫学調査は保健師が実施し、軽症の陽性者に対する疫学調査は事務職員が実施する体制に変更した。さらに、SMSによるファーストタッチ・Web事前調査による疫学調査も導入し、全発生届受理に対し受理日に積極的疫学調査が実施できる体制を構築し、保健所からの連絡遅延を防ぐことができた。

### ④第7波以降

オミクロン株が主流となり、第7波では新規陽性者数が週 5500 人まで増加したが、常に陽性者の重症化や在宅死亡を防ぐことを念頭に、第6波で導入したトリアージ区分・Web事前調査をその時々陽性者数の増加に合わせて改訂してきた。

令和4年9月から発生届の届出基準が、全数から4類型に変更となったことを受け、症状悪化のリスクが高い陽性者への対応が主体となった。

## ②入院調整

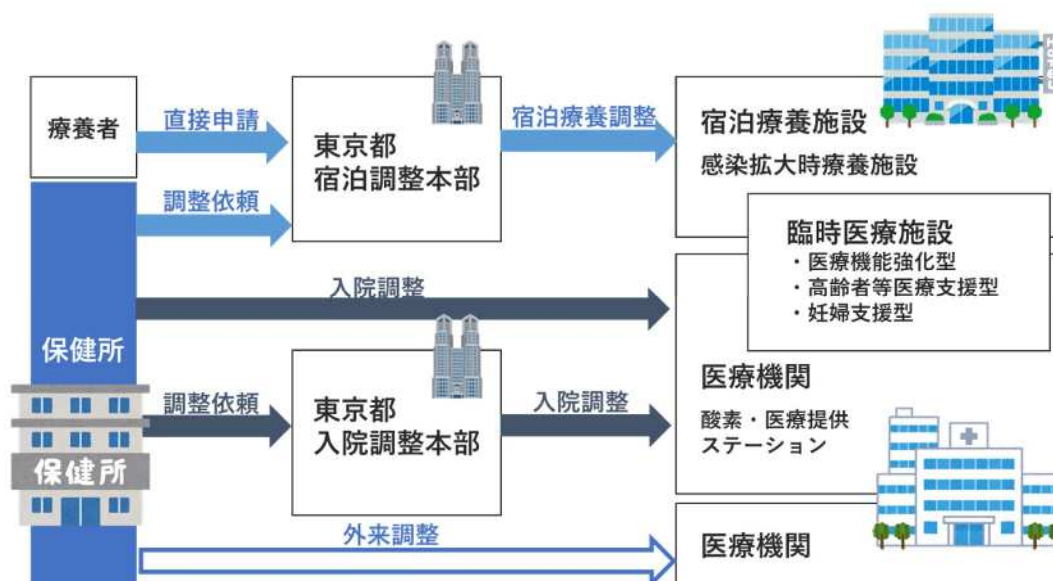
### <概要>

感染症法第 19 条において、感染症のまん延を防止することを目的に、患者に対して入院すべきことを勧告することができる旨が定められている。新型コロナウイルス感染症に対しては、法改正等を経て、当該感染症の患者に重篤化のおそれがある場合に、同条に基づく対応を行うことが規定されている。

北区においても、積極的疫学調査により患者の情報及び状態を確認したうえで、病状等を勘案し、受入可能な医療機関との入院調整及び転院調整業務を行った。患者の入院先が決定した場合は、民間救急業者と連携し、同法第 21 条に基づく入院先までの患者移送（計 2,870 件）も合わせて実施した。

### ≪参考≫ 主な事業・取組

年月	主体	内容
令和 2 年 4 月	【都】	東京都入院調整本部の開設
4 月	【都】	宿泊療養施設の整備
12 月	【都】	コロナ専用医療施設の整備
令和 3 年 1 月	【都】	東京都夜間入院調整窓口の開設
3 月	【都】	患者入院・宿泊調整システム（MIST）の本稼働
7 月	【区】	陽性者への外来受診環境の整備
8 月	【都】	酸素・医療提供ステーションの整備
	【都】	入院待機ステーションの整備
令和 4 年 1 月	【都】	感染拡大時療養施設の整備
2 月	【都】	臨時医療施設の整備 (医療機能強化型、高齢者等医療支援型、妊婦支援型)





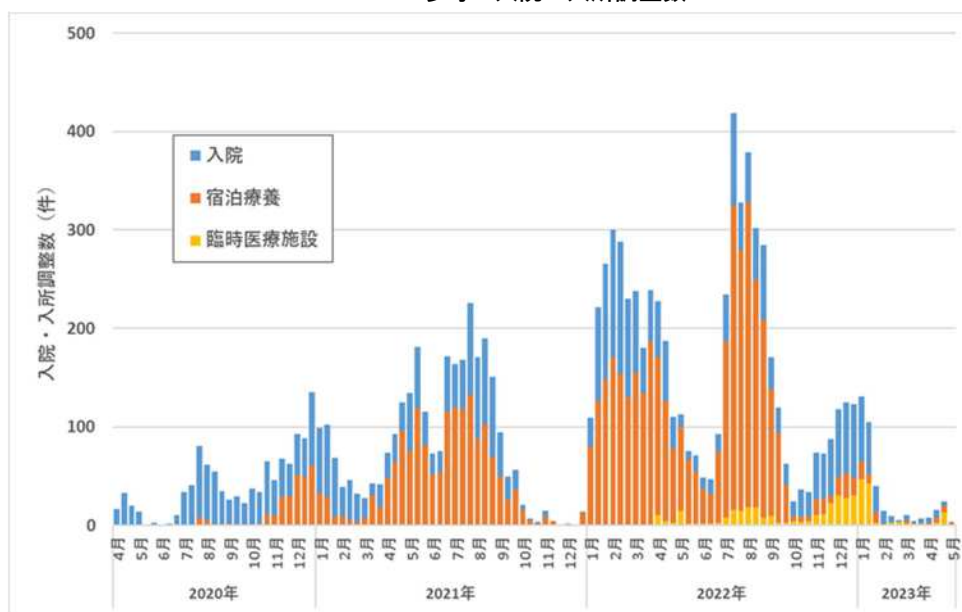
## <各波における対応>

### ①第1波～第3波

北区では、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の区内初の感染者が確認されたことで、保健所による入院調整が開始し、翌月4月より東京都入院調整本部が設置されたことで、広域的な入院調整が実施された。北区保健所では、患者の病状を勘案しつつ、迅速に入院先医療機関を決定するため、保健所による区内外の医療機関への調整、及び東京都入院調整本部による広域調整を並行して実施した。また、同月、東京都の宿泊療養施設の運用が開始され、保健所は患者の状況に応じて宿泊療養の調整を行った。

第3波では、感染者が急増したことで入院調整は難航し、入院先または宿泊療養先を即日調整できない療養者が増加した。これに対して、令和3年1月に東京都夜間調整窓口が開設され、特に緊急性の高い患者については、夜間帯においても東京都と連携し、入院先または転院先を調整する対応を行った。

《参考》入院・入所調整数



◎入院・入所調整総数のピークは令和4年7月11日～20日の419人。同年9月26日に発生届対象者が限定化されたことにより、総数は減少するものの、入院調整数は第7波相当、臨時医療施設は令和5年1月1日～10日に47人とピークに達した。



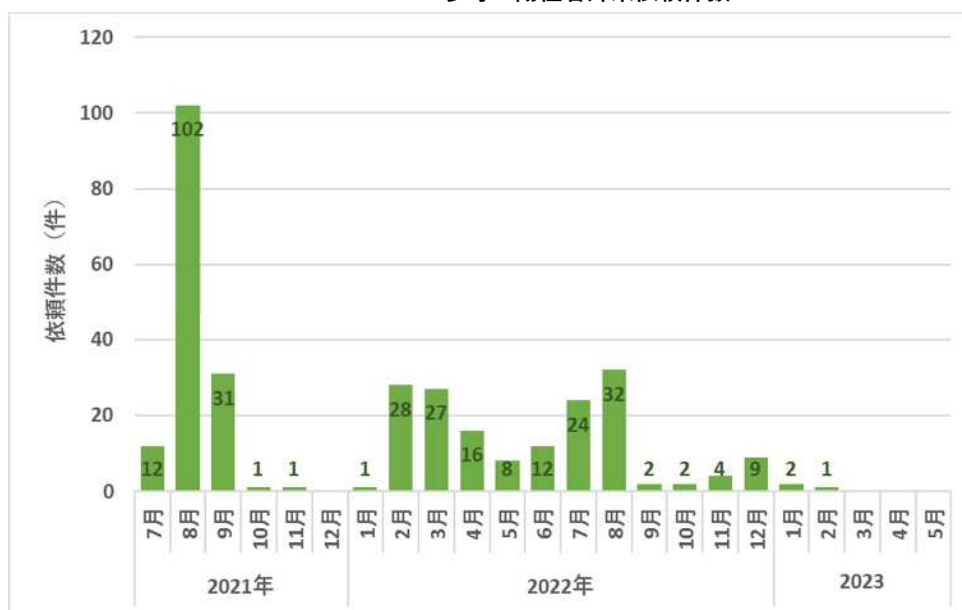
## ②第4波～第5波

令和3年3月より、東京都新型コロナウイルス感染者情報システム（MIST：Covid-19 patient Medical Information System of Tokyo）が本稼働した。本システム上で入院調整・宿泊療養調整の依頼や療養状況の把握を行うことができるため、保健所の負担が軽減された。

第5波では、デルタ株への変異に伴う救急医療のひっ迫によって、入院待機者が増加したため、東京都は入院待機者の一時的受入を目的とした「入院待機ステーション」や、軽症患者等への酸素投与等の医療提供を目的とした「酸素・医療提供ステーション」を開設した。

一方、北区においては、同年7月より医療機関への受診が必要と判断した自宅療養者に対し、保健所から区内医療機関の外来受診の調整を実施した。療養中の外来受診を行ったことで、自宅待機者等に対する現在症状に合わせた療養方針の変更判断や、解熱鎮痛剤等の薬の処方を受けられたことで、重篤化を防ぐ一定の効果があったと考えられる。

《参考》陽性者外来依頼件数



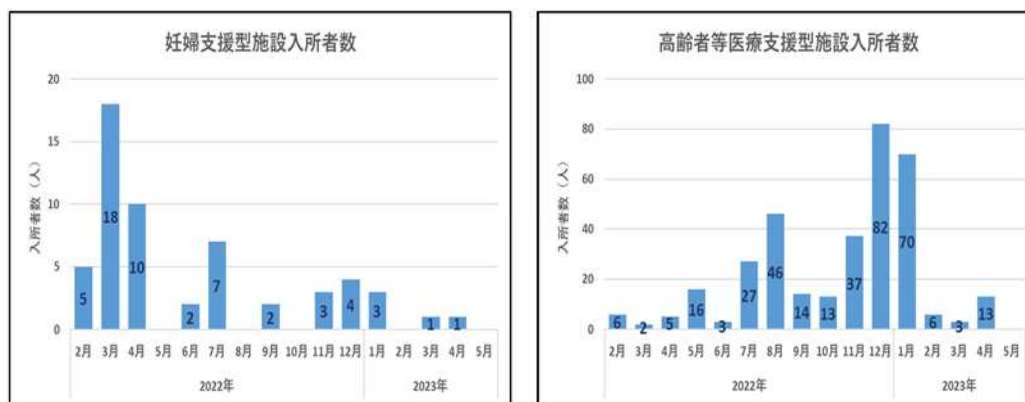
◎重症化リスクの高いデルタ株の影響により、救急医療も逼迫し、入院待ちの自宅待機者の体調悪化に対応するため、令和3年7月より陽性者への外来受診環境を整備した。その後、オミクロン株への変異に伴い、軽症患者の増加に伴い、依頼件数は減少傾向となった。

### ③第6波以降

第6波より、オミクロン株が主流となったことで、感染者の多くは軽症であり、重症化率は低い可能性があると考えられた一方で、高齢者等の場合は重症者が発生する割合が高くなるおそれがあるという分析が報告されていた。

そのため、東京都は、重症化リスクの高い高齢者や不安を抱える妊婦の療養先の拡大を目的として、令和4年3月から、新型インフル特措法に基づく臨時医療施設（妊婦支援型施設・高齢者等医療支援型施設）を開設した。特に高齢者等医療支援型施設の設置については、高齢者施設で多数の感染者が発生した場合の往診、治療及び転退院の拠点として、有効な療養施設として機能していた。

《参考》臨時医療施設入所者数推移



◎妊婦支援型施設の入所者数のピークは令和4年3月の18人。特に第6波において、妊婦の不安軽減のために活用された。高齢者等医療支援型施設の入所者数のピークは令和4年12月の82人。発生届の限定化以降も、高齢者重症化リスクの高い方を守ることを目的に、施設整備が進められていた。

### ③健康観察・在宅療養支援

#### <概要>

#### ①健康観察

健康観察は、自宅療養中の陽性者には療養解除または自宅から入院・入所先に移動するまで、濃厚接触者に対しては自宅待機期間を終了するまで行った。

始めは、保健所の看護職が毎日架電していたが、陽性者の激増に伴う自宅療養者や濃厚接触者の増加や、軽症者の割合が増えたことなどから、HER-SYS や東京都施策の活用、地域の医療機関と連携した健康観察体制の導入など、多機関連携の体制を整っていった。また、感染者の急増等の波の状況に合わせて、ハイリスク者の健康観察に注力できるように体制を構築した。

#### ②在宅療養支援

初期は、事情がある方を除き、原則入院療養だったが、その後、入院医療の提供に支障をきたすおそれがある場合の体制整備の一環として、高齢者や基礎疾患を有する方等を除く無症状者や軽症者は、原則自宅療養とする考え方が示された。

これに伴い、自宅療養者が急増し、療養中の状態悪化や架電のみの健康観察に窮する場面も増えていったことから、様々な医療的支援及び物資支援の体制を整備した。

#### 《参考》主な事業・取組

年月	主体	内容
令和2年11月	【都】	自宅療養者フォローアップセンター（FUC）の開設
令和3年1月	【区】	物資支援（食料品・パルスオキシメーター等）の配送開始
4月	【都】	医療強化支援事業の開始 （症状悪化時に対する電話、オンライン診療や往診体制整備）
8月	【区】	訪問看護師による健康観察の実施
	【区】	ハラル対応食料品の配送支援開始
11月	【都】	助産師会による妊婦に対する健康観察の実施
令和4年1月	【都】	往診体制強化事業の開始 （感染拡大時における自宅療養者等への往診等実施体制）
	【都】	自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）の開設
	【区】	外部事業者による物資配送の開始
	【区】	オンライン診療マッチングセンターの開設
3月	【区】	北区医師会へのパルスオキシメーターの貸与

## <各波における対応>

### ①健康観察業務の開始

北区保健所の健康観察は、令和2年3月9日に他自治体から受理した濃厚接触者に対する健康観察から開始となった。

当初、北区の陽性者数は少なく、自宅療養や数日に及ぶ入院待機者もいなかったため、健康観察は濃厚接触者に対して、待機期間(当時は最終接触翌日から14日)が経過するまで、土日祝日を含めた毎日、保健予防課の保健師が架電による健康観察を行った。

また、この時期はPCR検査体制が整っておらず、濃厚接触者でも必ずしもPCR検査の対象にはならなかったため、健康観察中に発症が疑われた場合にのみPCR検査を調整していた。

### ②第1波

第1波の1日最大陽性者数は令和2年4月中旬の25名であり、ほぼ全員が入院療養を調整したため、保健所の健康観察は濃厚接触者を中心に実施した。

この時期の健康観察対象の濃厚接触者は、同居者だけでなく、職場や友人、会食同席、接待を伴う飲食店利用時の同席者や店員等についても、可能な限り選定していたため、陽性者の発生数に比例して濃厚接触者数も増加した。さらに、陽性者と同一自治体に居住しない濃厚接触者も多かったため、他自治体から、北区内に居住する80名を超える健康観察依頼への対応も併せて行った。

第1波でも、保健予防課保健師が陽性者の疫学調査、企業や施設のクラスター対策、健康観察を分担しながら、毎日架電による健康観察を行った。また、無症状の濃厚接触者については、発症が無ければPCR検査は行わず対応終了としていた。

### ③第2波

令和2年6月下旬頃から陽性者数、他自治体からの濃厚接触者対応依頼が急増し、第2波では約400名、他自治体からの濃厚接触者依頼件数は約460件に激増した。

当該感染状況及び、保健師の業務量の更なる増大等を考慮し、令和2年7月より派遣会社の保健師を採用し、帰国者・接触者相談センターの電話対応と健康観察を行う体制を再構築した。

また、濃厚接触者へのPCR検査体制が整い、無症状者を発見し早期に感染拡大防止対応に着手できるようになった。

なお、陽性者はほぼ全員入院療養していたため、自宅療養者の対応は殆ど無かった。

#### ④第3波

年末年始の人流増加もあり、他自治体からの友人や会食同席、職場関係の濃厚接触者対応の依頼は約1,000件に達し、陽性者数も、第1波や第2波に比して急増した。

当時は、遠隔診療や往診体制等の在宅時の医療資源が十分ではなく、また、パルスオキシメーターの在庫不足もあったことから、軽症でも自宅療養中の状態悪化への対応の難しさが懸念されたため、北区保健所では、原則、入院または宿泊療養を強く勧める対応を続けた。

しかし、すぐに入院や宿泊療養ができず自宅待機や自宅療養せざるを得ないケースが急増し、第2波までは極めて少なかった自宅にいる陽性者対応が急速に増えた。

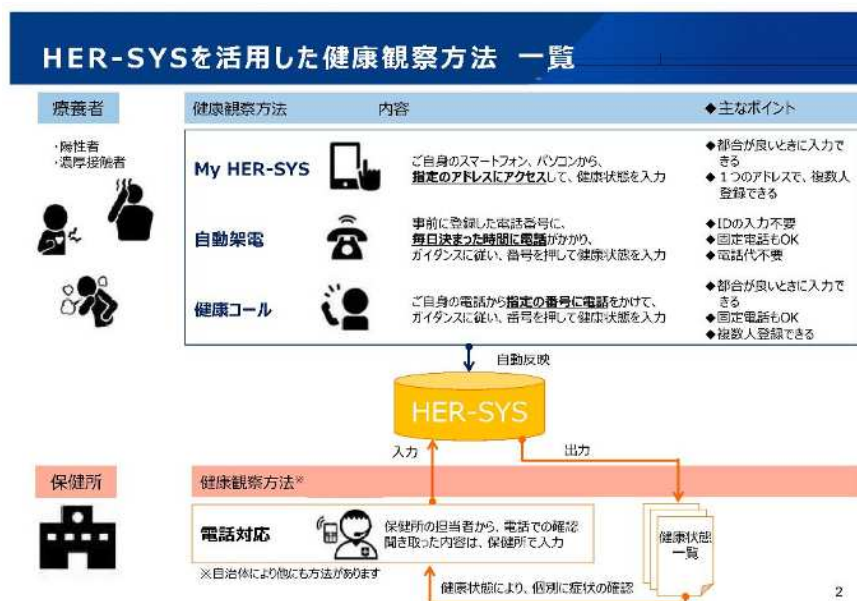
そのため、陽性者と濃厚接触者のうち、重症化リスクの高い方や有症状者の健康観察を優先し、うち一部は東京都自宅療養者フォローアップセンター（以降「FUC」という。）への健康観察依頼を始めた。また、無症状や重症化リスクの低い濃厚接触者の健康観察については、事務職員が聞き取り、必要時は看護職が対応する体制に見直しを図った。

また、北区内に所在地がある陽性者については、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者向けハンドブック」等を送付し、自宅療養に当たって必要な情報提供及び感染拡大防止の方法等の周知に努めた。

#### ⑤第4波

第3波を受け、健康観察の体制を再検討し、濃厚接触者は有症状時等の連絡・相談待ちのセルフ健康観察とし、自ら健康観察を行うこと、またSOS発信が困難と思われる方に対しては、架電による健康観察を行った。また、HER-SYSの利用が可能である陽性者を対象に、同システムによる健康観察を導入した。

《参考》HER-SYSを活用した健康観察 ※国資料抜粋



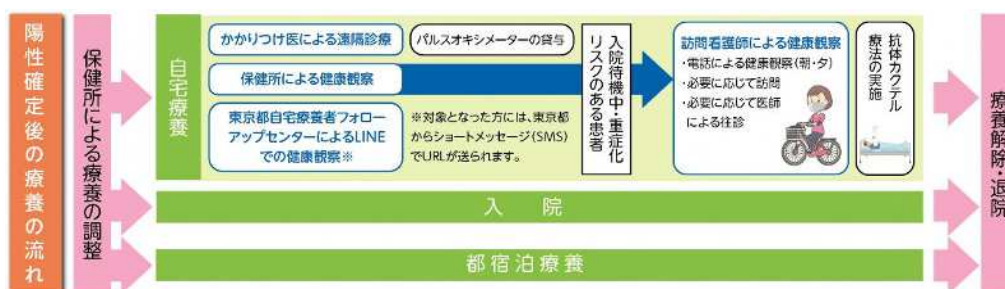
## ⑥第5波

令和3年6月、厚労省通知における「感染拡大地域の疫学調査時における濃厚接触者の特定等について」の方針を受け、健康観察を、自宅療養者や、発症リスクや重症化リスクの高い濃厚接触者に集中できるようになった。一方で、保健所から連絡が来ないとの電話や、陽性者や同居者からの体調相談が増えていったため、疫学調査の実施から健康観察開始に至るまでのプロセスを改め、健康観察を開始しつつ、疫学調査を並行実施する手法を用いた。

陽性者には若年者が多かったため、軽症者の自宅療養者の健康観察には、積極的にHER-SYSやFUCを活用した。また、体温計やプリペイド携帯電話の貸出を実施し、待機期間中の健康観察の手段等の確保に努めた。

さらに、令和3年8月中旬より「訪問看護ステーションによる健康観察」を開始し、電話のみでは健康観察が困難なケースには直接訪問して確認する支援を実施した。また、10月には訪問看護ステーションによる電話のみの健康観察の追加、11月から東京都の妊産婦に対する助産師の健康観察が開始し、令和4年1月より北区医師会と連携した遠隔診療体制（マッチングセンター）が整備され、次の波に備えた。

《参考》訪問看護ステーションと連携した健康観察対応 ※北区ニュースより抜粋



## ⑦第6波

オミクロン株の流行に伴い、東京都により無症状・軽症で重症化リスクの低い方を対象に、自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）が設置され、物資支援や療養相談体制が強化された。

また、第5波を受け、既存の資源を積極的に活用し、看護職が重症化リスクの高いケースや生活全般に配慮しながら健康観察が必要なケースに注力できるよう体制を再編した。しかし、過去にない陽性者の増加による医療ひっ迫があったため、高齢や基礎疾患を有していても症状が軽症の場合は、入院や宿泊療養が困難となり、自宅療養せざるを得ないケースが急増した。

さらに、日頃、介護サービス等を利用している方が、陽性または濃厚接触者になることで、当該サービス等が休止してしまい、生活の維持自体が困難となるケースがでてきたため、健康観察を実施している訪問看護ステーションに介護の協力依頼を行い、可能な限りの支援継続を図った。



## ⑧第7波

7月からの陽性者の急増に加え、6月の水際対策の緩和に伴い、有症状者の健康観察も必要となったが、様々構築した重層的な支援施策を柔軟に活用し、自宅療養者のフォローを行うことができた。

しかし、第6波同様、症状が軽症の場合は、重症化リスクのあるケースでも入院や宿泊療養が困難となり、自宅療養せざるを得ないケースが増えた。また、高齢者の場合は、認知症の症状が強い場合や、積極的延命治療を希望する場合の受入れ可能な医療機関が限られていたため、同居家族が感染覚悟で介護を続けざるを得ないケースや、症状がある程度悪化しても自宅療養を継続しているケースもあった。

また、FUC への健康観察依頼遅延、医療機関からの健康観察対象者の引継及び訪問看護ステーションの受入人数超過等により、保健所による直接健康観察件数が急増した。

さらに、自宅療養者が増えるに伴い、陽性者等から救急要請された救急隊や、医療機関からの要緊急対応の情報提供への対応も増え、健康観察中に悪化したケースから、発生届が出される前のケースまで、様々な緊急対応にも追われた。

## ⑨第8波

発生届の全数届出が見直されたため、保健所の在宅療養支援や健康観察は、主に重症化リスクの高い方や高齢者が中心になった。自宅療養者には、かかりつけ医で診断され、医療機関で健康観察を受ける方も多く、訪問看護ステーションの対応可能人数が増員されたこともあり、自宅療養者の健康観察体制は充実していた。

また、独居の高齢者、高齢者のみ世帯、キーパーソン不明のケース等電話やSMSが主体の対応では連絡がつきにくい場面も目立ち、健康観察にも関係部課と連携したケースワークが必要になったため、連絡がつかない自宅療養者について、かかわりの有無や、支援体制の検討などへの協力を要請した。

さらに、第6波において顕在化した介護サービスの休止問題を受け、令和5年1月に関係課と共同し、区内の訪問系サービス事業所や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター職員を対象とした介護自宅療養者対応研修を開催し、区内の状況および自宅療養の課題の説明と、訪問看護師による在宅における感染予防対策についての実演を行った。

《参考》健康観察実施件数

実施主体	件数
保健所	8,721名
FUC	7,246名
訪問看護ステーション	2,659名
医療機関	4,173名

《参考》物資等配送件数

種別	件数
パルスオキシメーター	7,164件
食料	10,043件

#### ④施設対策

##### <概要>

区内の施設内で1名以上陽性者が発生した場合は、施設からの報告に基づき保健所が探知し、保健師から施設管理者等に対して詳細な聞き取りを行い、積極的疫学調査、濃厚接触者の特定及び検査等の感染拡大防止策の保健指導により、施設内の感染拡大の防止を図ってきた。また、施設内療養者に対し、入院調整・保健師による療養終了までの健康観察等、施設内療養者の管理も実施した。

調査は、施設が提出する資料・聞き取り内容を所内で協議し、現状把握・感染源の特定・感染性の評価・感染拡大のアセスメントをしたうえで、施設管理者等と共有し、具体的な対応方針について指導助言を行うとともに、施設内の消毒・ゾーニング・PCR検査等を実施し、感染拡大を最小限に抑えつつ一つのクラスターに丁寧に支援したため、各施設の感染対策のスキルの向上も図ることができた。

##### 《参考》主な事業・取組

年月	主体	内容
令和2年3月	【区】	区内一般事業所を含む全施設に積極的疫学調査・施設内療養者支援実施
令和3年2月	【区】	高齢者入所施設従事者等の一斉・定期的PCR検査の実施
8月	【区】	こども未来部・教育振興部との協議し保育園・学校対応の変更 (国・都の指示を受け、入院調整と在宅療養支援の重点化)
令和4年2月	【都】	高齢者施設への酸素濃縮装置貸与 高齢者施設への往診体制の強化
3月	【国】	オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し
3月	【区】	施設対策班における調査対象施設の限定化 (医療機関／高齢者施設／障害者施設／特別支援学校／認可外保育園 ／同時に5名以上の集団発生した事業所)
4月	【都】	高齢者及び障害者入所施設に対する専用相談窓口の開設及び即応支援 チームの派遣開始
5月	【区】	PCR検査オプション(おしゃぶり綿棒による唾液検査)追加し、高齢 者施設入居者のPCR検査が拡大 保育園・幼稚園・小中学校における出張集団PCR検査開始
7月	【都】	東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の 特定及び行動制限の取り扱いを変更
令和5年3月	【都】	東京都において実施するオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の 特定及び行動制限の取り扱いを変更



## <各波における対応>

### ①第1波～第5波

区内の一般事業所を含む全ての施設に対応した。しかし、陽性者の急増に伴い、発生する全ての施設調査業務を保健師だけで対応することが困難になり、調査業務の知識を有する衛生監視など区における他の専門職員も動員し、調査業務を実施した。

### ②第6波

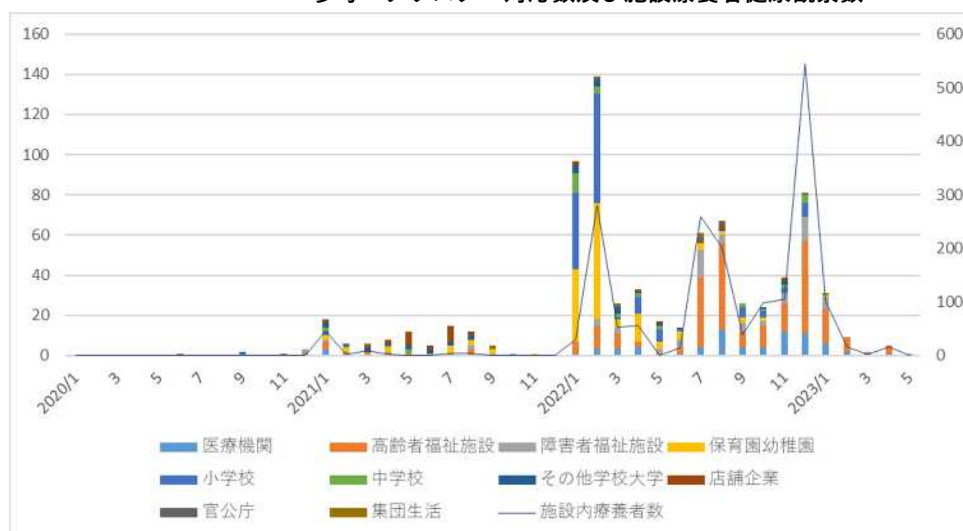
オミクロン株が主流になると、同一世帯内の感染による保育園・学校・一般事業所でのクラスターが多発し、保健所の調査業務も逼迫した。所管課と協議した上で、高リスク者が利用する施設に重点をおき施設対策を実施するよう方針変更した。

### ③第7波～第8波

第6波を超える陽性者の増加に伴い、施設内の陽性者の発生もさらに急増し、クラスターの巨大化・長期化が目立ち、調査業務に加え入居者が陽性になった際の入院調整や保健師による施設内療養者の健康観察業務も逼迫した。

令和4年7月の東京都における濃厚接触者の特定基準の変更も受け、医療機関・高齢者入所施設・障害者入所施設等のハイリスク施設に重点をおき、対策を実施するよう方針変更した。

≪参考≫ クラスター対応数及び施設療養者健康観察数



◎クラスター対応数は各波の新規陽性者発生数の増減とともに変動した。R4.7 都の濃厚接触者の基準の変更に伴い、保育・教育施設のクラスター対応は終了したが、第7波・第8波は高齢者福祉施設での大規模クラスターが多数発生し、R4.12 には施設内療養者の健康観察数も最大となった。

## ⑤一般相談・健康相談

### <概要>

新型コロナウイルス感染症の相談事業は、電話相談窓口である「帰国者・接触者相談センター」の設置により始まり、設置直後や感染拡大期には、一般相談から健康相談まで様々な問合せによって、専用回線以外の保健所の通常回線も終日塞がる状態が続いた。

そのため、医療機関専用回線の設置、相談内容に応じた体制の見直し、及び HP 等の充実化等、効果的かつ効率的に相談業務を行えるよう様々な施策を講じた。

### 《参考》主な事業・取組

年月	主体	内容
令和2年2月	区	帰国者・接触者相談センター（コールセンター）の設置
10月	都	東京都発熱相談センターの設置
令和4年2月	都	東京都発熱相談センター医療機関案内専用ダイヤルの設置
12月	都	小児救急相談（#8000）を拡充

### <各波における対応>

#### ①相談事業の開始

国の要請により、令和2年2月、保健予防課内に「帰国者・接触者相談センター」（その後、北区新型コロナ健康相談センターへ名称変更）の電話相談窓口を設置し、発熱や呼吸器症状があり、中国湖北省への渡航歴や、陽性者との接触歴がある方からの電話相談を受け、『感染が疑われる患者の要件』に該当すると判断した場合は、「帰国者・接触者外来」（医療機関）の受診調整や検査受付等を行う対応を始めた。また、医療機関からの相談に迅速に対応するため、医療機関専用回線も設置した。

#### ②第1波～

令和2年度になり、患者対応業務の増大により、通常業務の継続が困難になったため、健康相談には専門職の保健師が対応する体制を整備した。また、他課保健師へ応援を要請し、同年4月より、帰国者・接触者相談センターへの毎日2名の応援体制を構築した。

しかし、電話相談件数は第1波の4月は2,750件に上り、5月以降も500件以上の状態だったため、当該応援体制の継続による他課業務への影響も懸念されたことから、派遣保健師等の採用を開始し、人員体制の維持・強化を図るとともに、応援体制の見直しを行った。

### (3) 検査体制（保健所対応）

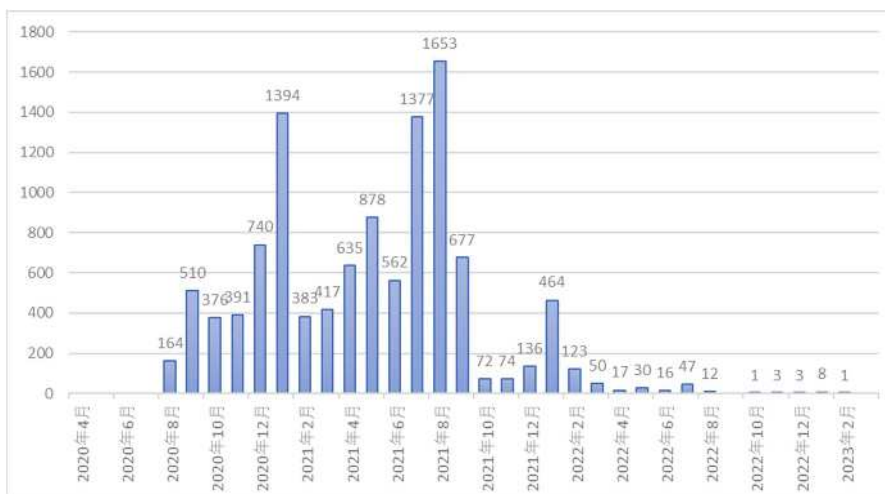
#### ①濃厚接触者に対する検査体制の整備

濃厚接触者の感染状況を把握するため、北区内に「北区新型コロナウイルス感染症発熱外来（以下「北区発熱外来」という。）」を設置し、PCR検査・抗原検査等（以下「PCR検査等」という。）の受診を勧奨した。

北区発熱外来は、令和2年8月より北区内の3医療機関で開始し、その後、1医療機関を加えた計4医療機関でPCR検査等を実施し、陽性者の早期把握に努めた。

来院による受診が困難な者については、保健所が移送手段を手配することで発熱外来への受診支援を行った。

《参考》北区発熱外来件数



#### ②郵送・訪問診療によるPCR検査の実施

令和3年5月、郵送や医師の訪問診療によるPCR検査等を行う仕組みを導入し、多様な患者の状態に合わせて、適切な医療的支援を行えるように努めた。特に、オミクロン株の登場で感染者数が急増した第5波以降は、北区発熱外来による受診・検査がひっ迫したことから、郵送によるPCR検査を積極的に活用して陽性者の把握に努めた。

## (4) 検査体制（ハイリスク施設等対応）

### ①陽性者発生時における PCR 検査

ハイリスク施設等で陽性者が発生した場合は、施設内でのクラスターによる感染拡大を防ぐため、濃厚接触者に限らず、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査結果も勘案し、施設の従業員や利用者等も対象に PCR 検査等を実施することで、広く陽性者を捕捉する体制を構築した。

取組開始当初は、保健所職員が検体を採取していたが、感染者の増加に伴い、保健所職員のみによる検体採取が困難となったため、施設職員が PCR 検査等を行えるように、検体の採取手順等を周知し、運用を整備した。また、施設利用者の様態に併せて唾液、鼻咽頭ぬぐい液、おしゃぶり綿棒を用いた唾液検体の採取方法を導入し、PCR 検査を実施した。

### ②高齢者施設等従事者一斉 PCR 検査

新型コロナウイルス感染症に感染した際に症状が重症化しやすい高齢者入所施設等において、「持ち込まない」「拡げない」ための対策を徹底する必要がある。国の基本的対処方針を受け、高齢者施設等従事者等に対して、一斉・定期的な PCR 検査の実施することで、高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症蔓延を防止する「拡げない対策」をより一層の強化を図った。

## (5) 検査体制（医療機関受診集中緩和等）

### ①PCR 検査センター

感染症拡大に伴う検査ニーズの高まりに対して、PCR 検査体制の拡充が緊急に必要とされることから、感染拡大防止及び検査体制の強化を図るため、区内医療機関から直接予約を受け付ける PCR 検査センターを設置した。

《参考》PCR 検査センター事業概要



◎ 1 週間毎約 200 名の検査可能な体制を構築し、3 年間で約 6,000 件の検査を実施した。

### ②抗原検査キットの配布（調剤薬局・小中学生）

令和 4 年の冬季において、第 7 波を上回る感染拡大の可能性に加え、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されたため、重症化リスクの低い有症状者の方を迅速な検査と療養につなげ、医療機関への受診集中を緩和する体制を確保することが必要となった。

このため、区薬剤師会と連携し、区内の調剤薬局において、有症状者に対して抗原定性検査キットを即日配布し、早期診断の推進を図るとともに、学校を通じて、小中学生へ抗原定性検査キットを配布することで、小児科外来の負担軽減を図った。

《参考》抗原検査キットの配布概要



◎ 13 歳～64 歳の北区在住者の有症状者又は濃厚接触者に該当する場合に、区内薬局にて 1 人当たり 2 テスト分を無償配布した。（配付実績は約 3,500 件）

◎ 区 HP にて、各薬局における在庫状況を地図形式で確認ができる仕組みを構築した。

## 3 ワクチン接種体制

### (1) 国の接種計画及び接種体制

#### ①接種計画について

国民への円滑な接種を実施するため、国の主導のもと市区町村での接種を中心に進められた。新型コロナワクチン接種については予防接種法附則第 7 条の特例規定に基づき実施するもので、同法第 6 条第 1 項の予防接種とみなして同法の各規程（同報第 26 条及び第 27 条を除く）が適用された。ワクチン接種に係る費用は全て国の負担とし、接種費用についても国民や自治体の負担のない無料接種での実施となった。

接種開始当初は 16 歳以上の全ての国民が対象とされたが、医療体制の維持や重症化予防のため医療従事者や高齢者等を優先して接種し、その後優先接種以外の国民を接種する流れとなった。接種年齢は接種が進むごとに徐々に引き下げられ、最終的には生後 6 か月まで引き下げられることとなった。

令和 3 年 2 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日まで特例臨時接種として実施され、令和 6 年度以降は重症化リスクの高い高齢者を中心とした定期接種化が予定されている。

#### ②接種体制について

自治体接種で使用するワクチンについては、国のシステム（V-SYS）を使用して主に各市区町村が管理、配送を行う形が取られた。接種内容の記録については、国のワクチン接種記録管理システム（VRS）に登録し、自治体ごとに接種記録を管理する形が取られた。VRSに登録された接種記録については、海外渡航等に使用する予防接種証明書の発行にも使用されている。

## (2) 北区の対応

### ①接種状況

以下のとおり

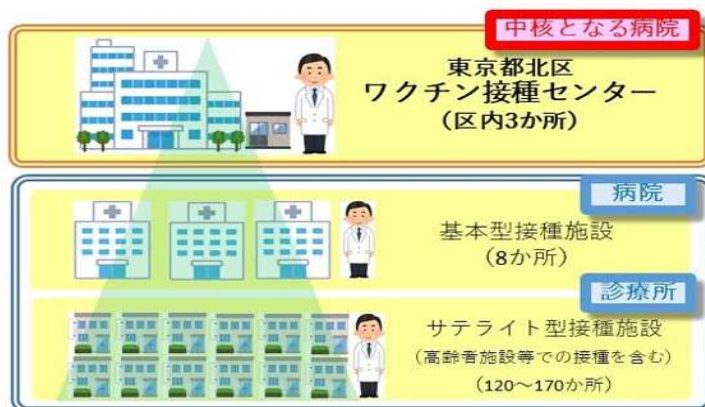
接種種別 接種回数	初回接種(1回目・2回目) 令和3年2月～11月		3回目接種 令和3年12月～令和4年4月			4回目接種開始 令和4年5月～令和4年9月				5回目接種(令和4年秋開始接種) 令和4年10月～令和5年5月				
	1回目	2回目	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
75歳以上	42,462	42,268	139	233	40,353	99	98	1,232	36,369	38	43	242	2,804	33,062
65～74歳	36,898	36,733	81	183	33,619	52	61	1,123	28,168	24	21	213	2,646	24,106
60～64歳	15,450	15,378	72	131	13,234	30	39	1,180	9,513	18	20	217	2,792	7,577
40～59歳	85,489	84,951	497	1,021	57,295	187	223	12,615	6,878	113	118	2,735	36,048	5,307
18～39歳	89,004	87,547	1,204	2,306	41,337	530	593	16,691	2,867	295	313	6,055	19,349	1,623
12～17歳	10,134	9,827	585	858	1,855	221	271	3,300	0	123	145	1,355	2,341	0
5～11歳	0	0	2,783	2,045	0	1,243	1,688	2	0	499	560	1,915	71	0
0～4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	951	754	442	0	0
合計(人)	279,437	276,704	5,361	6,777	187,693	2,362	2,973	36,143	83,795	2,061	1,974	13,174	66,051	71,675

### ②医療機関との調整

#### <概要>

新型コロナワクチン接種開始にあたり、北区では区直営の接種会場は設けず、接種後に万が一の重篤な副反応が発生した場合にも迅速に医学的処置を行えるよう、区内医療機関での接種を基本とした。

中核となる医療機関である東京北医療センター、明理会中央総合病院、花と森の東京病院の3医療機関には併設・隣接した集団接種会場(ワクチン接種センター)を設置し、急激な接種ニーズの増加や国からの早期の接種完了要請に対応する体制を整えた。また、基本型接種施設(病院)やサテライト型接種施設(クリニック、診療所)での接種も実施し、かかりつけ医や自宅近くの医療機関等で区民の身近な場所で接種できる体制も整えた。





## ①ワクチン配送

各自治体での接種に使用するワクチンについては、主に自治体が管理・配送を行う形であったことから、サテライト型接種施設等のワクチンについては区の委託事業者による配送を実施した。国からのワクチン供給が限られていた時期は、各医療機関の接種実績等を基に医療機関ごとの注文上限数を設定する対応を取り、限られたワクチンを医療機関に効率良く供給できる体制を整えた。

## ②接種センター運営

接種開始当初の急激な接種ニーズの増加や、国からの早期接種完了への要請に対応するため、中核となる医療機関（東京北医療センター、明理会中央総合病院、花と森の東京病院）に併設・隣接した集団接種会場（ワクチン接種センター）を設置した。

区民の大規模な接種に対応するだけでなく、医療従事者等や妊婦、通訳サポートを介した外国人の接種等、個々の対象者に応じた接種が必要となった際の受け皿としても機能した。

## ③接種記録登録

接種内容の記録については、国のワクチン接種記録管理システム（VRS）に登録し、自治体ごとに接種記録を管理する形が取られた。登録された接種記録は予防接種証明書の発行に使用するだけでなく、前回接種から起算した次回接種可能日の設定にも使用することから、正確な接種記録の登録が求められた。そのため、接種医療機関から回収した予診票の接種記録をデータ化してVRSに登録された記録と突合し、接種記録の点検作業を実施した。

## ③区民対応

### <区民周知の取り組み>

新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症及び感染時の重症化を予防するため、16歳以上の全ての区民を対象とした大規模な接種体制で開始された。北区では令和3年3月に北区新型コロナウイルスワクチンコールセンターを設置し、接種の予約、接種券の発行申請、その他相談業務の対応にあたった。

しかし、ワクチン接種開始当初は、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する一方で国のワクチン供給が不安定であったことから、区民の接種ニーズと医療機関での接種可能数が大幅に乖離することとなった。その結果、接種予約や予約開始時期等の様々な問い合わせが急激に増え、コールセンターの回線数や開設時間の増加対応では対応しきれず、保健所の通常回線も終日区民からの問い合わせで塞がる事態となった。

そのため、ホームページやSNSの頻回な更新だけでなく、町会・自治会掲示板や駅構内でのチラシ掲示、駅広報スタンドへのチラシ設置、庁内や区施設への接種勧奨グッズの配布等、様々な媒体を使用して区民への周知を図った。



## <ワクチン接種機会確保の取り組み>

ワクチン接種に関する広報以外にも、インターネットでの予約が難しい区民向けの予約支援窓口の設置や、接種会場までの移動が困難な区民向けの移送支援事業の実施等、接種を希望する全ての区民がスムーズに接種を受けられる体制を構築していった。

### ①予約支援窓口

ワクチン接種の予約についてはコールセンターでの電話予約と予約システムでのWeb予約を基本とした。接種開始時期にはコールセンターに電話が集中し、つながりづらい状況が発生したため、インターネットでの予約が難しい高齢者等にとって予約がとりづらい事態となった。そのため、高齢者等の接種機会を確保するため、区内施設での対面による予約支援窓口を設置した。

《参考》予約支援窓口実施状況

開設時期	開設数	実施施設
令和3年6月7日～ 令和3年6月30日	19	区内の全高齢者あんしんセンター
令和3年6月7日～ 令和3年7月30日	1	北区役所
令和3年9月25日	3	北とびあ、赤羽会館、滝野川会館
令和4年1月5日～ 令和4年2月28日	3	北とびあ、区民センター（滝野川西、上十条）
令和4年1月5日～ 令和4年3月11日	5	赤羽会館、滝野川会館、浮間区民センター、 高齢者あんしんセンター（桐ヶ丘やまぶき荘、豊島）
令和4年1月5日～ 令和4年12月9日	1	北区役所
令和4年6月1日～ 令和4年7月29日	7	赤羽会館、滝野川会館、区民センター（浮間、滝野川西、上十条）、 高齢者あんしんセンター（桐ヶ丘やまぶき荘、豊島）
令和4年11月1日～ 令和4年11月11日	4	区民センター（滝野川西、上十条）、 高齢者あんしんセンター（桐ヶ丘やまぶき荘、豊島）
令和4年11月1日～ 令和4年12月9日	3	赤羽会館、滝野川会館、浮間区民センター
令和5年5月1日～ 令和5年5月12日	7	赤羽会館、滝野川会館、区民センター（浮間、滝野川西、上十条）、 高齢者あんしんセンター（桐ヶ丘やまぶき荘、豊島）
令和5年5月1日～ 令和5年5月31日	1	北区役所

## ②ワクチン接種会場への移動支援

新型コロナワクチン接種の促進のため、「要介護認定を受け、又は身体障害者手帳、愛の手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している者」かつ「接種会場へ自力で移動が困難、かつ家族による送迎等の代替手段がないもの」に該当する被接種者に対し、タクシーでのワクチン接種会場への移動支援を行った。

本事業に使用したタクシーについては、北区災害時搬送協定を締結したタクシー会社により手配されたもので、利用者はワクチン接種予約完了後に配車取次センターに配車を依頼する形で実施された。

また、上記の移動支援の条件を満たし、かつ大型又は特殊な車いす等を利用しており、通常のタクシーを利用する際の接種会場への移動が困難な者に対し、ワクチン接種時の介護タクシー利用料金の助成も実施した。

## ③その他ワクチン接種機会確保の取り組み

新型コロナワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と重症化予防を目的として開始されたため、医療体制維持のため医療従事者を、重症化予防のため高齢者を優先的に接種する形で始められた。

その後の接種においても、接種時期開始時には医療従事者への接種を進めるとともに、高齢者施設等での施設内接種等、高齢者接種の体制確保を継続して行った。

また、接種開始当初はワクチン供給が限られていたこともあり、医療機関で急遽発生した残余ワクチンを医療従事者等へ余さず接種する体制を整えた。残余ワクチンが発生した際の連絡先として「ワクチンロス ZERO コールセンター」を設置し、接種を希望する医療従事者等へのマッチングを図った。

## ④予防接種健康被害救済制度について

予防接種が原因とみられる健康被害は、予防接種法第15条規定に基づく救済給付があり、新型コロナワクチン接種も同制度が適用される。区設置の予防接種健康被害調査委員会での調査後、厚生労働省による審査の上、予防接種後の副反応が原因とみられる健康被害の被害者に対して医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料が支給される。

《参考》予防接種健康被害救済制度申請状況

年度	申請件数	調査委員会 付議件数	認定件数	否認件数
令和3年度	8	7	3	1
令和4年度	10	6	3	1
令和5年度	5	8	0	0

## 課題・対応策（事務執行体制）

### ① ICT対応の遅れによる業務の煩雑化

従来の感染症対応業務は、FAXによる発生届の受理や、電話連絡による健康観察等業務を中心としていたため、ICTの活用が進んでいなかった。

そのため、平時より自治体のICT活用事例等に触れ、職員のリテラシー向上を図ることで、突発的な新興感染症発生時、また度重なる感染の波による患者増加時においても、効率的に患者対応をするための手段を検討し、迅速に実行していく能力を身に付けていくことが可能になると考える。

### ② 全庁応援体制の長期化に伴う各部課への負担

全庁応援体制の構築により、2～6週間程度、兼務元である各部署に欠員が生じるようになったため、各部課の事業等の実施にあたり、負担が強いる状況となった。

東京都等が行う支援事業の適切な活用、外部人材やICTの早期導入を図り、効果的な患者対応及び効率的な事務執行を実現しつつ、全庁の負担を最小限に抑えた職員体制の構築が必要である。

### ③ 応援体制の拡充に伴う執務室の圧迫

応援体制の拡充に伴う保健予防課の職員数の増大により、保健所執務室が圧迫される状況となった。そのため、王子地区の母子保健事業等を管轄する王子健康支援センターの移転し、従来の執務スペースを拡張するとともに、保健所内の会議室や事業スペースを同様に執務室として転用することで、ハード面の問題を解決した。

他部課の職員や各種事業に一定の影響を与えることはやむを得ない状況ではあったものの、感染症対応主幹組織自体の執務室移転を視野に入れた検討も必要である。

## 課題・対応策（患者対応体制）

### ①療養方針決定に係る業務遅延

当該感染症は、発生当初、全ての陽性者及び濃厚接触者に対して、調査等を行うことになっていた。そのため、波の発生による陽性者の急増に伴い、各陽性者の療養方針を決定するための所内ミーティングも時間を要し、陽性者本人への連絡が遅延する事態が生じた。

そのため、派遣職員の早期投入、事務職等他業種職員との対応可能業務の切り分け、及び業務の簡略化等の検討を迅速に行うことで、陽性者に適切な医療を早期に提供し、陽性者の重症化や、自宅死亡を回避することが重要であると考ええる。

### ②入院調整に係る患者対応体制のリスク

保健所の業務負担の軽減を目的に、入院調整、健康観察、在宅療養支援業務等について、都区間における患者の分担を行っていたが、優先順位の高い入院調整に多くの時間を割かれ、健康観察業務に注力することが困難な状況であった。

そのため、患者のトリアージ及び入院調整は医療機関と協力して東京都が行い、健康観察及び在宅療養支援業務等は区が行うことで、地域に即したきめ細やかな健康観察及び不通者訪問等を行い、自宅死亡例を減少させることが可能になると考える。

### ③療養期間中における介護等サービスの中断

介護等の支援を利用しているケースの自宅療養は、症状が軽症でも、支援中断等による生活維持困難、基礎疾患の悪化、活動性低下に伴う ADL や認知機能低下等を招きやすく、症状の聞きとりだけでなく、全身状態の把握や、介護者を含めた生活全体の評価や支援が自宅療養の継続には欠かせないことが、改めて浮き彫りになった。

さらに、高齢者等は、入院による環境変化によって ADL や認知機能が低下し、療養解除後も自宅に戻れなくなるリスクも高いため、軽症の場合は、QOL の観点からも、生活を維持して自宅療養できるよう、関係機関等と連携した環境を整える体制づくりが必要である。

## 課題・対応策（ワクチン接種体制）

### ① 急激な区民ニーズ増加への対応

ワクチン接種開始当初は全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する一方で国のワクチン供給が不安定であったことから、区民の接種ニーズと医療機関での接種可能数が大幅に乖離することとなった。ワクチン接種の予約についてはコールセンターでの電話予約と予約システムでの Web 予約を基本としたため、予約開始日にはコールセンターの受電数も大幅に増加したうえ、予約システムにもアクセスが殺到した。その結果、予約システムへのアクセス自体が困難になったことから、急遽別システムへの切り替えを行った。

接種を重ねるにつれ、予約開始直後にコールセンターへの問い合わせや予約システムへのアクセスが急増する傾向があることから、予約開始時期のコールセンター回線数の増加や接種券の分散送付、年齢ごとの予約可能日の設定、ホームページや SNS での予約空き状況の表示等の対策を取ったが、区民からの問い合わせや急増する接種ニーズに対応しきれない時期も多く発生した。

新型コロナワクチン事業については、国等の通知から接種開始や体制変更までの準備期間が短いことに加え、国からのワクチン供給も需要と供給の不均衡の状態が続くなど、体制整備は困難を極めた。今後同様の事態が発生した際に区民ニーズの急増にできる限り対応するためにも、平時から他部署や医療機関、他自治体と情報共有や連携を図り、迅速な体制整備のための多様な方策を検討することが重要である。

### ② 医療機関へのワクチン等物資配送への対応

各自治体での接種に使用するワクチンは、自治体が管理し、基本型接種施設を通じて各医療機関へ配布する形とされていたが、医療機関の負担軽減のため、区を除く基本型接種施設は自施設使用分の受け入れのみを行い、サテライト型接種施設については区が受け入れたワクチンを委託事業者により配送する形で実施した。配送方法や配送ルート、配送日程、拠点倉庫、配送業者の選定等を使用ワクチンに応じて設定したが、既存事業で医療機関への配送実績がなかったこともあり、業者や配送方法の選定が難航した。また、ワクチンやその他ワクチン関連物資配送にあたっての事前調査の際に、FAX での回答を中心としていたため、集計に時間を要するケースもあった。

ワクチン配送に限らず、区内医療機関へ大規模な物資配送を行う可能性は今後もあることから、平時の連携においても医療機関や医師会等と複数の情報共有方法を持つことや、突発的な配送や事業実施にあたっての事前の取り決め等の検討が重要である。

(白紙)

## 第 3 章

---

## 資料編



資料1 危機管理対策本部開催状況

日付	回数	主な議題	補足
R2.2.7	第1回	①今後の対応方針について ②帰国者・接触者電話相談センターの設置について	①北区新型コロナウイルス感染症対応方針を策定した。
R2.2.18	第2回	①状況報告について ②帰国者・接触者電話相談センターの相談状況について	
R2.2.20	第3回	①区主催のイベント等対応について ②2・3区の状況について	
R2.2.21	第4回	①区主催のイベント等対応について	
R2.2.25	第5回	①区主催のイベント等対応について ②民間主催イベント中止時の施設使用料について	②使用料の還付等について確認を行った。
R2.2.28	第6回	①北区立学校の対応について	
R2.3.10	第7回	①区内における感染者発生時の対応について ②職員が罹患した場合の業務継続について ③緊急事態宣言時の対応について	
R2.3.12	第8回	①区内における感染者発生時の公表の考え方について ②職員が罹患した場合の業務継続について	②職員が感染又は濃厚接触者になった場合等における対応及び業務継続の在り方等について確認を行った。
R2.3.23	第9回	①区主催のイベント等対応について	
R2.3.31	第10回	②区民施設・スポーツ施設について	
R2.4.7	第11回	①各部所管施設の運営の取扱等について ②緊急事態宣言に備えた対応について	②北区新型インフルエンザ等対策行動計画より、宣言発出時の対応について確認を行った。

R2.4.9	第12回	①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について（案） ②備蓄用マスクの職員への配布等について	③緊急事態宣言の発出に伴い、各種対応について確認を行った。
R2.4.17	第13回	①区民事務所の夜間窓口の縮小について	
R2.4.24	第14回	②区内における感染者発生時の公表等の考え方の見直しについて	
R2.4.28	第15回	①区民施設等における休止期間の延長について ②諸証明書交付手数料の無料化について ③北区PCR検査センターの設置について	
R2.5.1	第16回	①在宅勤務及び時差出勤の取扱いの期間について ②大型連休中の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の対応について	
R2.5.20	第17回	①新型コロナウイルス感染予防のための福祉施設巡回事業の実施について	
R2.5.27	第18回	①緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務等の考え方について ②流行第2波に備えた備蓄等について	
R2.6.11	第19回	①北区の新型コロナウイルス感染症（第一波）の状況 ②北区の新型コロナウイルス感染症へのこれからの取り組み	
R2.6.30	第20回	①緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務等の考え方について	

資料1 危機管理対策本部開催状況

R2.7.30	第 21 回	①緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務等の考え方について	
R2.9.1	第 22 回	①新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した区貸出施設の取扱いについて	
R2.9.15	第 23 回	①区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について	
R2.9.30	第 24 回	①新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した区貸出施設の取扱いについて	
R2.10.23	第 25 回	①東京都北区区内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止策について	
R2.11.27	第 26 回	①新型コロナウイルス感染症防止のための区長行動指針	
R2.12.14	第 27 回	①区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について	
R3.1.12	第 28 回	①令和3年1月7日発令の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.2.8	第 29 回	①新型コロナウイルスワクチン接種について ②令和3年2月2日発出の緊急事態宣言の期間延長等を踏まえた各部における対応について	
R3.3.19	第 30 回	①緊急事態宣言解除～令和3年3月31日における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	

R3.3.29	第 31 回	①令和3年4月1日～4月21日における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.4.12	第 32 回	①東京都まん延防止等重点措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	①まん延防止等重点措置の期間は4/12-5/11 ①区貸出施設等においてはPM8時の時間短縮を行う
R3.4.23	第 33 回	①令和3年4月25日以降の区業務・職員体制の考え方について	
R3.4.26	第 34 回	①令和3年4月23日発出の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.5.11	第 35 回	①5月12日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.5.17	第 36 回	①多人数の自動・生徒がPCR検査の対象となった場合の緊急対応について	
R3.5.31	第 37 回	①6月1日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.6.18	第 38 回	①令和3年6月21日における区業務・職員体制の考え方について ②区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について	①6/21については、原則として、区は5/31危機管理対策本部決定方針に沿って対応する。

資料1 危機管理対策本部開催状況

R3.6.21	第 39 回	①東京都まん延防止等重点措置を踏まえた6月22日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.6.22	第 40 回	①新型コロナウイルスワクチン接種に関する各種対応について	
R3.7.9	第 41 回	①7月12日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.8.2	第 42 回	①8月2日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.8.18	第 43 回	①8月18日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.8.27	第 44 回	①妊娠中の方への新型コロナワクチンの優先接種について	
R3.9.10	第 45 回	①9月10日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.9.29	第 46 回	①東京都におけるリバウンド防止措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R3.10.1	第 47 回	①ワクチン接種完了の見通しと今後の対応	
R3.10.8	第 48 回	①予約のいらないワクチン接種について	①第三ワクチン接種センターで予約のいらないワクチン接種を行う。

R3.10.12	第 49 回	①ワクチン接種の積極的勧奨について	①これまでの実績等から分析を行い、20歳代の方や外国の方等を対象とする勧奨・支援等の取組を決定。
R3.10.20	第 50 回	①東京都北区庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策について	
R3.10.22	第 51 回	①東京都策定の基本的対策徹底期間における対応を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	①東京都の対応方針を踏まえ、区方針の見直しを行った。
R3.10.27	第 52 回	①新型コロナウイルス感染症防止のための区長行動指針【改正】	①区長行動指針について、一定の条件下において4名以下の会食への参加を可とする。
R3.11.15	第 53 回	①東京都策定の基本的対策徹底期間における対応を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について【修正】	①BBQ施設等については、1グループ4名以下の場合について、利用可とする。
R3.11.22	第 54 回	①新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）等の対応について	
R3.11.29	第 55 回	①東京都策定の基本的対策徹底期間における対応を踏まえた12月1日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	①東京都の対応方針を踏まえ区方針の確認を行った。
R3.12.7	第 56 回	①新型コロナウイルス感染症第6波に向けた取組について ②新型コロナワクチン追加接種等の進め方（詳細）について	

資料1 危機管理対策本部開催状況

R3.12.20	第 57 回	①年内に特別養護老人ホーム入所者に対し新型コロナウイルスワクチンの3回目接種開始について	①区内 11 か所の特別養護老人ホーム入居者約 1,100 人を対象に年内に3回目接種を開始することとした。
R4.1.11	第 58 回	①東京都策定のオミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R4.1.20	第 59 回	①東京都まん延防止等重点措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について ②東京都まん延防止等重点措置を踏まえた区への対応について	②防災行政無線等による区民への感染防止対策徹底の呼びかけを行うこととした。
R4.1.21	第 60 回	①新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）のさらなる前倒しについて	①一般高齢者については1/21より2回目接種から7か月の間隔で接種を開始した。
R4.1.25	第 61 回	①区職員による新型コロナウイルス在宅療養者に対する安否確認緊急訪問の実施について ②東京都 PCR 等検査無料化事業検査会場の開設について	②1/28より北とぴあ2階に検査会場を開設することとした。
R4.1.27	第 62 回	①東京都 PCR 等検査無料化事業検査会場の開設について【追加】	①2/6より赤羽エコー広場館2階に検査会場を開設することとした。
R4.2.3	第 63 回	①エッセンシャルワーカーに対する新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制整備について ②東京都 PCR 等検査無料化事業検査	②赤羽エコー広場館に開設する検査会場の開設日を2/7に変更する

		会場の開設について【追加の変更】	
R4.2.7	第 64 回	①武田/モデルナ社ワクチンの前倒し接種について	①武田/モデルナ社ワクチンは、すべての3回目の接種対象者の接種間隔を6か月にする。
R4.2.14	第 65 回	①東京都まん延防止等重点措置を踏まえた2月14日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について ②東京都 PCR 等検査無料化事業検査会場の開設期間の変更について（延長） ③自宅療養者に対する北区独自の新たな食料支援について	②北とぴあ会場については、2/13→2/28へ延長。赤羽エコー広場館については2/13→3/31へ延長
R4.2.17	第 66 回	①小児への新型コロナワクチン接種の開始について	
R4.2.28	第 67 回	①東京都 PCR 等検査無料化事業検査会場における区内検査会場の設置等について ②エッセンシャルワーカーに対する新型コロナウイルスワクチン追加接種について（第3弾） ③ワクチン接種予約窓口の順次閉鎖について	①3/3より区役所第二庁舎駐車場に大型バスを活用した検査会場を開設することとした。 ③ワクチン接種予約窓口について、北区役所を除き順次閉鎖することとした。
R4.3.7	第 68 回	①東京都まん延防止等重点措置を踏まえた3月7日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について ②東京都 PCR 等検査無料化事業における区内検査会場のうち北区役所第二庁舎駐車場の時間変更について	②11時～17時としていた開設時間を、3/10より10時～16時に変更することとした。

資料1 危機管理対策本部開催状況

R4.3.14	第 69 回	①ファイザー社ワクチンの前倒し接種について	
R4.3.18	第 70 回	①東京都におけるリバウンド防止措置を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R4.3.29	第 71 回	①12 歳以上 17 歳以下の者への新型コロナワクチン 3 回目接種について	①12 歳以上 17 歳以下で 2 回目の接種を終了している方を対象に 3 回目接種を開始することとした。
R4.4.4	第 72 回	①ワクチン接種予約支援窓口の終了について ②東京都 PCR 等検査無料化事業における区内検査会場について（開催期間等変更） ③高齢者入所施設等従事者の一斉・定期的 PCR 検査について（継続実施）	
R4.4.7	第 73 回	①東京都 PCR 等検査無料化事業検査会場（赤羽会場）の開設について	
R4.4.14	第 74 回	①今後の新型コロナウイルス対応の検討について	①保健所業務の見直し・再点検や保健所応援体制の再構築等について、区長より検討を下命した。
R4.4.22	第 75 回	①東京都におけるリバウンド警戒期間における取組を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R4.4.28	第 76 回	①GW 期間中の新型コロナウイルス感染症対応に関する医療提供体制等について	①医師会等と協力・連携し、安全安心の医療提供体制等を確保することとした。

R4.5.6	第 77 回	①オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた区事務職場における濃厚接触者の特定及び行動制限等について	①北区保健所による積極的疫学調査を経ずとも、濃厚接触者の特定を速やかに行うこととした。
R4.5.10	第 78 回	①新型コロナワクチン追加接種（4 回目接種）等の対応について	①医師会等と協力・連携し 4 回目接種の体制を確保するとともに、未接種者等への接種勧奨を図ることとした。
R4.5.18	第 79 回	①危機管理対策本部下命事項の検討について	
R4.5.23	第 80 回	①東京都におけるリバウンド警戒期間の終了を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	
R4.6.30	第 81 回	①区職員による新型コロナウイルス在宅療養者に対する安否確認緊急訪問の実施について ②新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について ③4 回目接種の早期接種の勧奨について	
R4.7.6	第 82 回	①ノババックスワクチン接種会場の開設について ②第 2 接種センターの閉鎖について ③北区の新型コロナウイルス感染症の状況について	①8 月より第 1 接種センターを会場として接種を開始することとした。

資料1 危機管理対策本部開催状況

R4.7.19	第 83 回	①新型コロナウイルス感染症第7波への対応について	①保健所へ職員の応援体制を拡充することとした。
R4.7.26	第 84 回	①オミクロン株の特徴を踏まえた北区における濃厚接触者の特定及び行動制限等について	①ハイリスク施設及びハイリスクに準ずる施設を除き、保健所での感染症法に基づく積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は基本的に実施しないこととした。
R4.8.19	第 85 回	①オミクロン株対応ワクチンと今後の接種体制について ②医療機関を通じた有症状者への抗原定性検査キットの配布について ③有症状（軽症）の高齢者を対象とした PCR 検査会場の設置について	
R4.9.16	第 86 回	①オミクロン株対応ワクチンと今後の接種体制について	
R4.10.18	第 87 回	①オミクロン BA.4/5 株対応ワクチンの供給開始等に伴う年内の接種体制について ②乳幼児への新型コロナワクチン接種の開始について	
R4.11.28	第 88 回	①インフルエンザとの同時流行のコロナ第 8 波に備えた対策の強化について	①季節性インフルエンザとの同時流行による外来医療機関のひっ迫を防止し、高齢者や重症化リスクの高い方が漏れなく受診できる診療・検査体制を確保することとした。
R4.12.1	第 89 回	①オミクロン株対応ワクチン臨時接種会場の開設について	①東京都と連携した予約不要の臨時接種会場を区内に設置することとした。
R5.1.30	第 90 回	①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について	①国及び東京都の方針見直しを踏まえ、基本的な考え方を示すこととした。

R5.3.6	第 91 回	①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について ②東京都北区庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策について	①マスク着用についての取扱変更に伴い、区の業務・職員体制の考え方及び庁内における対策を示すこととした。
R5.5.1	第 92 回	①新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の対応について ②令和 5 年度以降の新型コロナワクチン接種について	①5/8 以降の 5 類感染症への移行に向けた対応等の確認を行った。

資料2 新型コロナウイルス感染症対策本部開催状況

日付	回数	主な議題	補足
R2.4.10	令和2年度 第1回	①新型コロナウイルス感染症対策本部会議の構成について ②北区における東京都の緊急事態措置への取組について ③消防署の対応方針・課題について ④区職員のマスク着用及び来庁者への手指消毒の勧奨について	②緊急事態措置期間は4/7-5/6 ③救急体制や来庁者を抑制する取組についての説明 ④マスクの着用、手指消毒の勧奨に関する取組等の決定
R2.5.7	令和2年度 第2回	①新型コロナウイルス感染症緊急事態の延長について ②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等の延長について	①②期間を5/31へ延長
R3.1.12	令和2年度 第3回	①新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針について ②東京都緊急事態措置について ③東京都緊急事態措置を踏まえた北区の対応等について	②期間は1/8-2/7 ③防災無線による1日2回（AM10時、PM6時）不要不急の外出自粛等を呼びかける放送を行う。
R3.2.4	令和2年度 第4回	①新型コロナウイルス感染症緊急事態の延長について ②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等の延長について	①②期間を3/7へ延長
R3.2.16	令和2年度 第5回	①新型コロナウイルス感染症等特別措置法等の一部を改正する法律等について	①特措法に「まん延防止等重点措置」を創設。 ②感染症法及び検疫法に、入院措置や疫学調査等に関する過料を規定。
R3.3.8	令和2年度 第6回	①新型コロナウイルス感染症緊急事態の延長について ②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等の延長について	①②期間を3/21へ延長

R3.4.26	令和3年度 第1回	①新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について ②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置について ③東京都緊急事態措置等を踏まえた北区の対応等について	①期間は4/25-5/11。東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象区域に指定 ②屋内体育施設、博物館等は「休業」、会館・区民センター等は「無観客」の取扱い ③会館・区民センター等の貸出施設については休止
R3.5.10	令和3年度 第2回	①新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更について ②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等について ③東京都緊急事態措置等を踏まえた北区の対応等について	①期間を5/31までに延長 ②5/12移行、屋内体育施設、博物館等は「休業」、会館・区民センター等は「時間短縮等を行ったうえで営業を可とする」の取扱い ③会館・区民センター等の貸出施設については、東京都に沿って再開する。ただし、屋内体育施設・博物館等については休止を継続する。
R3.5.31	令和3年度 第3回	①新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について ②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等について ③東京都緊急事態措置等を踏まえた北区の対応等について	①期間を6/20までに延長 ②6/1以降、会館・区民センター、屋内体育施設、博物館等は「時間短縮等を行ったうえでの営業を可とする」の取扱い ③会館・区民センター、屋内体育施設・博物館等の貸出施設については、東京都に沿って運営を行う。



資料2 新型コロナウイルス感染症対策本部開催状況

R3.7.9	令和3年度 第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都を対象区域とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出について</li> <li>②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置について</li> </ul>	①期間は7/12-8/22
R3.8.2	令和3年度 第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都を対象区域とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長について</li> <li>②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置について</li> </ul>	①期間を8/31迄に延長
R3.8.18	令和3年度 第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都を対象区域とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長について</li> <li>②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置について</li> </ul>	①期間を9/12迄に延長
R3.9.10	令和3年度 第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都を対象区域とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長について</li> <li>②新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置について</li> </ul>	①期間を9/30迄に延長

資料3-1 各種支援事業（区民生活支援）

No	対応名称	対応内容	実施日又は期間	実績	課題等	担当部	担当課
1	会計年度任用職員 緊急雇用対策	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態宣言の発出に伴い、企業・事業所等の都合により離職を余儀なくされた方及び採用内定を取り消された方などの支援を目的とし、職員募集を行った。	令和2年5月～ 令和4年12月	令和2年度:17名 令和3年度:8名 令和4年度:0名	—	総務部	職員課
2	住基法上の届出期間の緩和措置	事由が生じた日から14日以内に行わなければならない住基法上の届出について、届出期間の緩和措置を行った。	令和2年3月～ 令和5年5月末	—	—	区民部	戸籍住民課
3	住基法上の届出期間を経過した場合のマイナンバーカードの継続利用について	転出に関する手続を期限内に行わなかった場合に失効するマイナンバーカードの利用対応について、特定の条件下において継続利用の申出を受け付ける対応を行なった。	令和2年3月～ 令和5年5月末	—	—	区民部	戸籍住民課
4	証明手数料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援を受けるにあたり必要となる証明書（住民票・印鑑登録証明書）について交付手数料を免除している。	令和2年4月27日～	令和2年度 住民票写し 10,473件 印鑑登録証明 3,433件 令和3年度 住民票写し 5,395件 印鑑登録証明 891件 令和4年度 住民票写し 2,350件 印鑑登録証明 373件 （事業者支援分を含む）	—	区民部	戸籍住民課
5	特別定額給付金	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的として特別定額給付金を支給した。令和2年4月27日に北区の住民基本台帳に登録されている者に一人10万円を給付した。	申請期間 【オンライン】令和2年5月1日～8月25日 【郵送】令和2年5月26日～8月25日	【対象世帯数】 200,259世帯(355,381人) 【給付世帯数】 197,873世帯(352,738人) 【給付率】 世帯 98.8%(人数 99.3%)	正確・迅速な支給	区民部	戸籍住民課
6	納税相談	倒産や収入減に対する減免や納税相談の対応方針を検討・実施した。	令和2年5月1日～	—	—	区民部	税務課

資料3-1 各種支援事業（区民生活支援）

7	イベント中止に伴う寄附金控除	感染防止を目的としてイベントが中止されて返金を求めなかった場合、寄附金控除として申告できる制度ができ、地方税に関しては告示で対応した。	令和2年11月6日～	—	—	区民部	税務課
8	確定申告の申告期限延長	コロナ感染等を理由とした申告期限の延長が実施された。	令和2年3月 令和3年3月	—	期限内申告を条件とする控除等の対応を国が自治体の判断で柔軟に扱うよう指示したため各自治体の対応が異なった。	区民部	税務課
9	区税の徴収猶予	区税の納付が困難な区民に対し、新型コロナ税法により徴収猶予の特例制度を適用した。	令和2年4月30日～ 令和3年2月1日	令和2年度:424件	—	区民部	収納推進課
10	国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のいずれかに該当する場合、国民健康保険料を減免した。 ①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ②前年度の世帯主の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが三割以上減少する見込みの世帯	令和2年7月～ 令和5年11月	令和元年度:2,912件 令和2年度:3,400件 令和3年度:1,226件 令和4年度:214件	・申請書の記入項目が多く、記入例等で工夫もしたが不備が多かったため、審査に時間がかかった。 ・見込収入申告のため、確認資料に自治体間でばらつきがあった。	区民部	国保年金課
11	後期高齢者医療保険料の減免	適用条件は上記No.10と同様 (東京都後期高齢者医療広域連合で実施)	令和2年7月～ 令和5年5月	令和元年度:159件 令和2年度:187件 令和3年度:65件 令和4年度:17件	収入と所得の区別がつかない人が多く、三割減の計算が複雑で、全体的にわかりづらい仕組みであった。	区民部	国保年金課

資料3-1 各種支援事業（区民生活支援）

12	傷病手当金の支給	国保加入期間に被用者がコロナ感染のために療養した場合、就労できなかった日に対して、過去3か月分の収入と勤務日数をもとに算出した日単価の2/3を給付した。	令和2年1月1日～ 令和5年5月7日	令和2年度:12件 令和3年度:51件 令和4年度:167件	①申請に必要な書類が煩雑であった。②申請書類を簡易化すると不正申請のリスクが非常に高くなりそのバランスも課題。③申請から入金までの期間が長く、直近の生活費が少ない世帯にとっては直接的な支援にならないため、本来の趣旨である外出抑制の効果はあまり見込めなかった。	区民部	国保年金課
13	国民年金保険料の減免	適用条件は上記No.10と同様	令和2年7月～ 令和5年11月	—	—	区民部	国保年金課
14	生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付（北区社会福祉協議会事業）	新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮している世帯を対象に貸付を行う。	令和2年3月25日～ 令和4年9月30日	申請件数(緊急小口資金) 令和2年度 6,460件 令和3年度 1,530件 令和4年度 322件 (総合支援資金) 令和2年度 4,521件 令和3年度 1,458件 令和4年度 230件	—	福祉部	地域福祉課 （北区社会福祉協議会）
15	生活支援臨時特別給付金	住民税非課税世帯等を対象に、一世帯当たり10万円を給付した。	令和4年1月～9月	48,431世帯	—	福祉部	生活支援臨時特別給付金担当課
16	くらし応援臨時給付金	生活支援臨時特別給付金の対象外となった低所得世帯に対し、一世帯当たり5万円を給付した。	令和4年10月～12月	5,551世帯	—	福祉部	生活支援臨時特別給付金担当課

資料3-1 各種支援事業（区民生活支援）

17	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給（国の制度）	総合支援資金の貸付、収入要件等を満たす方へ所定の金額を3か月間支給（金額、期間は、世帯人数、活動状況、収入状況等によって異なる）	令和3年7月～ 令和4年12月	令和3年度:994世帯 令和4年度:435世帯	感染拡大防止のため、申請手続等は原則郵送方式としたが、手続きが分からず、来所での手続きを行う方も見受けられた	福祉部	生活福祉課
18	住居確保給付金の支給要件の緩和（国の制度）	国からの通知に基づき、支給要件の緩和などを行った。	令和3年度、 令和4年度	令和3年度:689件 令和4年度:145件	—	福祉部	生活福祉課
19	新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者等に介護保険料の減免を実施した。	令和2年2月1日～ 令和5年3月31日	令和元年度:929件 令和2年度:999件 令和3年度:346件 令和4年度:34件	—	福祉部	介護保険課
20	東京都無料PCR検査会場誘致	東京都PCR等検査無料化事業の感染拡大傾向時の一般検査事業へ協力し、感染対策と日常生活の両立及び陽性者の早期発見、早期治療につなげるため区有施設等活用し検査会場の誘致を図った。	令和4年1月28日～ 令和5年4月30日	令和3年度3か所(延べ) 令和4年度5か所(延べ)	—	健康部	地域医療連携推進担当課
21	新型コロナ移送支援	新型コロナ外来（帰国者・接触者外来）や北区PCR検査センター等への受診に際して自家用車等、公共交通機関以外での移動が困難な方に対して、安全な移動手段を提供するため、車両を配置した。	令和2年7月1日～ 令和5年5月7日	令和2年度:268件 令和3年度:378件 令和4年度:264件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
22	オンライン診療マッチングセンター	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者について、自宅療養中に発熱や咳などの症状が発症した場合に、協力医療機関を紹介し、オンライン診療等の遠隔診療及び処方薬の配達等の医療提供体制を整備することにより、重症化の予防を図った。	令和4年1月11日～ 令和5年5月7日	令和3年度:179件 令和4年度:165件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
23	抗体カクテル療法	重症化リスクのある自宅療養者に対し、北区医師会及び区内医療機関の協力により、抗体カクテル療法を速やかに実施できる仕組みを構築した。	令和3年9月16日～ 令和5年5月7日	令和3年度:13名 令和4年度:0名	—	健康部	地域医療連携推進担当課

資料3-1 各種支援事業（区民生活支援）

24	訪問看護師による健康観察	入院待機や自宅療養者に対し、電話や訪問による健康観察を行うことにより、重症化予防及び生命の安全を確保する。また、訪問看護師の対応が困難なケースに備え、協力医による相談業務や往診等が行われるよう体制の整備を図った。	令和3年8月21日～ 令和5年5月7日	令和3年度 患者数:774人 電話及び訪問 3,772件 令和4年度 患者数:455人 電話及び訪問 2,649件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
25	食料支援	新型コロナウイルス感染症の自宅療養患者（入院待機者含む）に対する東京都フォローアップセンターの食糧支援を補完するため、パッケージ食料の緊急支援及びヘルパーによる個別食料支援を実施した。	令和4年1月25日～ 令和5年5月7日	令和3年度 配送回数 68回 食料 661箱 令和4年度 配送回数 344回 食料 1,827箱	—	健康部	地域医療連携推進担当課
26	タクシー移動支援	ワクチン接種促進のため、要介護認定者や障害者手帳等の交付者を対象にワクチン接種会場へのタクシーによる移動支援を実施した。	令和3年5月6日～	令和3年度 稼働日数:290日 稼働台数:4,864台 令和4年度 稼働日数:288日 稼働台数:2,374台	—	健康部	地域医療連携推進担当課
27	介護タクシー利用料金助成	通常のタクシーを利用した接種会場への移動が困難な者に対し、ワクチン接種時の介護タクシー利用料金の助成を実施した。	令和3年5月6日～	令和3年度:54件 令和4年度:38件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
28	ワクチンロスゼロコールセンター	残余ワクチンを重症化しやすい高齢者の入所施設従事者に対して、無駄なく、迅速にワクチン接種を実施するため、各医療機関からの予約キャンセル等の情報を受付、接種を希望する介護施設等との接種調整を行うコールセンターを開設した。	令和3年6月～ 令和5年5月7日	令和3年度:418件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
29	保育料の返還	登園停止および自粛に応じた家庭に対し、日割りで保育料の返還を行った。	令和2年3月～令和5年3月	令和2年度:28,615件 令和3年度:7,797件 令和4年度:3,396件	対象者の抽出に時間を要した	子ども未来部	保育課
30	育成料の返還	登室停止および自粛に応じた家庭に対し、日割りで育成料の返還を行った。	令和2年3月～令和5年3月	令和2年度:4,195件 令和3年度:2,900件 令和4年度:1,609件	対象者の抽出に時間を要した	子ども未来部	子どもわくわく課

資料3-2 各種支援事業（事業者支援）

No	対応名称	対応内容	実施日又は期間	実績	課題等	担当部	担当課
1	商店街イベント支援事業	商店街イベント支援において、感染症対策費を費用認定し、補助対象とした。	令和2年4月～	令和2年度:15件 令和3年度:25件 令和4年度:10件	—	地域振興部	産業振興課
2	新型コロナウイルス対策設備投資等支援事業	感染症拡大防止のため店舗や事業所の改装や設備購入を行った経費、広告費の一部を補助	令和2年7月～	令和2年度:359件 令和3年度:286件 令和4年度:213件	—	地域振興部	産業振興課
3	新型コロナウイルス対策雇用調整助成金等申請支援補助金事業	雇用調整助成金等の支給申請の代行事務を社会保険労務士に依頼する場合の費用の一部を補助	令和2年7月～	令和2年度:92件 令和3年度:33件 令和4年度:22件	—	産業振興課	産業振興課
4	新型コロナウイルス対策支援制度相談事業	新型コロナの影響を受けている区内中小事業者に対し、様々な各種支援制度を案内（電話相談のみ）	令和3年10月～	令和3年度:156件 令和4年度:120件	—	地域振興部	産業振興課
5	新型コロナウイルスに関する事業者用対応チラシ作成	新型コロナの影響を受けている区内中小事業者に対し、事業者内で感染が確認された場合の対応方法等のチラシを作成し周知	令和2年10月～	7000部作成、HP掲載	—	地域振興部	産業振興課
6	新型コロナウイルス対策支援制度相談事業	新型コロナの影響を受けている区内中小事業者に対し、様々な各種支援制度を案内（予約制、直接窓口での相談）	令和2年6月～7月	相談事業者数:23件	コロナ禍での対面での相談かつ予約制にしたため想定より相談件数が少なかった。	地域振興部	産業振興課
7	キャッシュレス決済ポイント還元事業（第1弾）	感染対策につながるキャッシュレス決済推進と区内事業者の支援を目的にポイント還元事業を実施	令和3年7月～8月	事業実施前の決済額、決済回数、決済店舗数と比較し大きく増加した	—	地域振興部	産業振興課
8	キャッシュレス決済ポイント還元事業（第2弾）	感染対策につながるキャッシュレス決済推進と区内事業者の支援を目的にポイント還元事業を実施	令和3年12月	事業実施前の決済額、決済回数、決済店舗数と比較し大きく増加した	—	地域振興部	産業振興課
9	「新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」融資新設	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した中小企業者を対象とした融資メニューを新設し、利子や保証料の一部を補給。	令和2年3月～	令和2年度:1393件 令和3年度:336件 令和4年度:200件 (融資実行件数)	—	地域振興部	産業振興課

資料3-2 各種支援事業（事業者支援）

10	新型コロナウイルス感染症対策経営相談の受付	新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている中小企業者を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対策経営相談」を実施。	令和2年～	令和3年度:53件 令和4年度:37件	—	地域振興部	産業振興課
11	東京都北区事業継続支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び不測の事態発生時において、区内事業者が事業活動を継続するため、テレワークや時差出勤等を導入する際に必要となる就業規則の作成・改定に要する経費の一部を補助	令和3年4月～	令和3年度:2件	—	地域振興部	産業振興課
12	ワンストップ相談窓口オンライン相談の開始	中小企業の経営課題解決を支援するワンストップ相談のオンライン相談受付を開始した。	令和3年4月～	令和3年度:4件 令和4年度:8件	—	地域振興部	産業振興課
13	証明手数料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策を受けるにあたり必要となる証明書（住民票・印鑑登録証明書）について交付手数料を免除している。	令和2年4月27日～	（区民生活支援分に含まれる）	—	区民部	戸籍住民課
14	新型コロナウイルス感染症自宅療養者対応研修の実施	訪問系サービス事業所や居宅介護支援事業所職員の知識及び資質の向上や、感染者へのケアを行う介護職員の安全管理を目的として、自宅療養の課題や防護服着脱方法についての研修を実施した。	令和5年2月	参加者:76人	—	福祉部 健康部	高齢福祉課 介護保険課 保健予防課
15	介護サービス事業所特別給付金	区内介護サービス事業所を対象に、事業継続支援を目的として特別給付金を支給した。	令和2年7月	402事業所	—	福祉部	介護保険課
16	介護サービス事業所慰労金等	自らが感染するリスクを抱えながらも業務に従事している職員への慰労金の支給を行うとともに、コロナ禍による関連諸経費の増加等に対する事業継続の支援として、各事業所に対し支援金・協力金を支給した。	令和4年6月～令和5年1月	326事業所	—	福祉部	介護保険課
17	新型コロナウイルス関連感染症に係る感染予防物品の供出	介護・障害福祉サービス事業所のサービス提供継続のため、東京都から提供されたエプロン、マスク、ニトリル手袋等の衛生物品を配付した。	令和2年度～	—	—	福祉部	介護保険課 障害福祉課



資料3-2 各種支援事業（事業者支援）

18	新型コロナウイルス関連感染症に係る感染予防物品の供出	利用者等が感染した際でも介護・障害福祉サービス提供継続のため、主に訪問系事業所に対し、緊急的に防護服やN95マスク、靴カバー、ニトリル手袋等の衛生物品を配付した。	令和2年度～	—	—	福祉部	介護保険課 障害福祉課
19	介護事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに対する助言等	コロナ禍における介護サービス事業所のサービス提供に係る臨時的な取扱いのうち疑義が生じるものについて、指針等の周知・問い合わせ対応を行った。	令和2年2月～	—	—	福祉部	介護保険課 障害福祉課
20	障害福祉サービス事業所特別給付金	障害福祉サービス等事業所が新型コロナウイルス感染症対策を実施することにより生じる負担を支援するため給付金を支給した。	令和2年7月～令和2年9月	114事業所、39,600,000円	—	福祉部	障害福祉課
21	障害福祉サービス事業所慰労金等	自らが感染するリスクを抱えながらも業務に従事している職員への慰労金の支給を行うとともに、コロナ禍による関連諸経費の増加等に対する事業継続の支援として、各事業所に対し支援金・協力金を支給した。	令和4年6月～令和5年1月	198事業所、72,560,000円	—	福祉部	障害福祉課
22	飲食店における感染拡大防止対策等に係る周知啓発	東京都新型コロナウイルス感染症対策条例に基づく感染防止宣言ステッカー掲示の啓発を実施した。	令和2年9月25日～ 令和3年1月15日	区内飲食店 2,905店訪店	—	健康部	生活衛生課
23	エッセンシャルワーカーに対する新型コロナウイルスワクチンの追懐接種	国の方針を受け、エッセンシャルワーカーへの新型コロナウイルスワクチンの優先的接種のため、体制の整備を図った。	令和4年1-2月	—	対象者が多岐に渡るため、庁内の関係所管間の調整が必要。	健康部	地域医療連携推進担当課
24	高齢者施設等における感染症研修会	高齢者施設等の施設における暗線対策能力向上に寄与するため、研修会を開催した。	令和4年12月8日 令和5年3月7日	令和4年12月8日 16事業所 19名 令和5年3月7日 12事業所 16名	—	健康部	地域医療連携推進担当課
25	補てん	休場し収入が大幅に減少した事業者に対して申請に基づき補てんを行った。	令和2年度、 令和3年度	令和2年度:1件、14,531千円 令和3年度:1件、20,096千円	補てん額の適正な水準	土木部	道路公園課

資料3-2 各種支援事業（事業者支援）

26	学校臨時休業対策費補助金	区立学校の一斉臨時休業に伴う、キャンセルのきかなかった給食食材費について、国の補助金を活用し、事業者に対して補助を行った。	令和2年3月	令和2年度:8件	—	教育振興部	学校支援課
27	行政財産使用料の減免	図書館が臨時休館などで営業が出来なかった期間の使用料を減免した	令和2年度 令和3年度	令和2年度:1件 令和3年度:1件	—	教域振興部	中央図書館
28	広告モニター設置料の減免	図書館が臨時休館などで営業が出来なかった期間の設置料を減免した	令和2年度	令和2年度:1件	—	教域振興部	中央図書館
29	保育所等における新型コロナウイルス感染症対策補助金	新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の一部を補助した。	令和2年3月~ 令和5年3月	令和元年度: 69園 14,425,000円 令和2年度: 101園 94,859,000円 令和3年度: 105園 42,078,000円 令和4年度: 96園 39,763,000円	対象物品が曖昧で問い合わせが多く、他事務にも支障を来していたため、対象物品を限定するべきだった。	子ども未来部	保育課
30	保育所等PCR検査費補助事業	児童又は職員の新型コロナウイルス感染症の感染が判明した際に、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない場合、保健所に先行して実施するPCR検査に係る経費を補助した。	令和3年10月~	令和3年度:5園 494,010円	—	子ども未来部	保育課
31	保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る特別給付金支給事業	保育所職員への慰労金支給や感染症対策に係る物品購入に対する経費を補助した。 (地方創生臨時交付金を活用)	令和4年度	令和4年度:94園 84,635,297円	—	子ども未来部	保育課
32	保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る簡易改修費補助事業	新型コロナウイルス感染症対策に係る手洗場やトイレ等の簡易な改修に要する経費の一部を補助した。	令和4年度	令和4年度:29園 23,501,000円	—	子ども未来部	保育課
33	保育施設等における新型コロナウイルス感染症による臨時休園等に対する支援事業補助金	保育施設等が利用者負担額を減額又は返金をした場合、その費用の一部を区が補助する	令和2年3月~ 令和5年3月	令和元年度:8園 628,648円 令和2年度:18園 13,809,000円 令和3年度:9園 2,453,000円 令和4年度:9園 1,110,000円	—	子ども未来部	保育課

資料3-3 各種支援事業（医療機関支援）

No	対応名称	対応内容	実施日又は期間	実績	課題等	担当部	担当課
1	PCR 検査センターの運営	区内医療機関から直接予約を受け付け、自院にて検査が可能な PCR 検査センターを設置した。	令和 2 年 4 月 30 日～ 令和 5 年 6 月 30 日	令和 2 年度:3,051 件 令和 3 年度:2,389 件 令和 4 年度:693 件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
2	高齢者入所施設従事者等の一斉・定期的 PCR 検査	重症化リスクの高い高齢者等が入所する高齢者施設等での感染症蔓延を防止するため、施設従事者等に対し一斉・定期的な PCR 検査（行政検査）を実施した。	令和 3 年 2 月～	令和 2 年度:3,053 件 令和 3 年度:93,511 件 令和 4 年度:110,458 件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
3	入院患者に対するスクリーニング PCR 検査	感染拡大防止を目的に、新規一般傷病者の入院患者に対する「スクリーニング PCR 検査」費用の助成を実施した。	令和 2 年 8 月 1 日～	令和 2 年度:34 件 令和 3 年度:132 件 令和 4 年度:205 件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
4	小中学生を対象とした抗原定性検査キットの無償配布	第 8 波対策として、小中学生が必要な医療をスムーズに受けられるようにするとともに、小児科外来の安心・安全な診療検査体制を確保するために、区内の小中学生へ抗原定性検査キットを無償配布した。	令和 4 年 12 月 7 日～ 令和 5 年 1 月 20 日	令和 4 年度 区立小学校 約 14,000 人 区立中学校 約 4,700 人 ・区立以外 283 人	—	健康部	地域医療連携推進担当課
5	有症状者等を対象とした区内薬局での抗原定性検査キットの無償配布	重症化リスクの低い有症状者の方を迅速な検査と療養につなげ、診療・検査医療機関への受診集中を緩和するため、北区薬剤師会の協力により、区内協力薬局にて有症状者等へ抗原検査キットを無償配布した。	令和 4 年 12 月 12 日～ 令和 5 年 5 月 7 日	5,490 人	—	健康部	地域医療連携推進担当課
6	下水サーベイランス（令和 4 年 11 月末～令和 5 年 1 月末）	区内の高齢者施設の感染クラスターの発生を防止するため、科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業（CREST）が支援する東京大学工学部の研究チームが実施する事業へ協力した。	令和 4 年 11 月下旬～ 令和 5 年 1 月末	令和 4 年度 特別養護老人ホーム 9 施設で実施	—	健康部	地域医療連携推進担当課
7	検査体制拡充整備事業	新型コロナウイルス感染症感染者専用の病院又は病棟を設定する医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症の検査体制を拡充するために新たに PCR 検査室、機器等を整備する費用の実費に相当する支援金を交付した。	令和 2 年度	2 件	—	健康部	地域医療連携推進担当課

資料 3 - 3 各種支援事業（医療機関支援）

8	検体採取医療機関支援事業	①PCR検査に当たり、自ら検体採取を行う医療機関のうち東京都と検体検査委託契約を締結しているもの（検体採取医療機関）に対し、支援金を交付した。②検体採取医療機関が院内感染防止を目的に施設整備を行う場合、令和2年度東京都医療機関・薬局等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等支援金交付要綱に基づき東京都の交付する支援金に上乘せし、施設整備の費用に対し支援金を交付した。	令和2年度～令和3年度	令和2年度:25件 令和3年度:41件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
9	入院患者受入医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者等の入院患者を受け入れていた医療機関に対し、受入れ入院患者数に応じて、支援金を交付した。	令和2年度	4件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
10	院内感染防止施設整備補助事業	新型インフルエンザ等の感染症感染者の外来診療から確定診断まで一時受入れを行う感染症診療協力医療機関を除く重点医療機関に対し、来院者の導線を区別する等、新型コロナウイルス感染症の院内感染防止のために施設整備の費用に対し、支援金を交付した。	令和2年度	1件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
11	発熱者診療及び検査医療機関に対する支援事業	①発熱者の診療を行う医療機関に対し、支援金を交付した。②東京都発熱センター、北区保健所及び東京都北区医師会会員からの紹介に応じてPCR検査を行う医療機関及び在宅療養中の発熱者又は新型コロナウイルス感染症感染者の診療を行う医療機関に対し、①に加算して支援金を交付した。	令和3年度	85件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
12	小児の感染症、発熱者対応機能を維持・確保するための支援事業	①専ら小児科又は耳鼻咽喉科を標榜し、発熱者への診療を行う医療機関に対し、支援金を交付した。②小児科を標榜し、日常的に小児診療及び救急対応を行う医療機関に対し、支援金を交付した。	令和3年度	30件	—	健康部	地域医療連携推進担当課

資料3-3 各種支援事業（医療機関支援）

13	新型コロナウイルスワクチン接種体制協力医療機関に対する支援事業	「東京都北区新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」に基づき、役割を担う医療機関に対し、それぞれに定める支援金を交付した。	令和3年度	148件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
14	軽快患者転院連携支援事業	新型コロナウイルス感染症に感染していた入院患者が退院基準を満たしているが、引き続き入院加療が必要な場合の転院先を確保することで、入院治療を必要とする患者を受け入れる病床を確保するため、当該入院患者の転院を積極的に受け入れる医療機関に対し、支援金を交付した。	令和3年度	4件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
15	連休期間中における遠隔診療支援事業	令和4年度のゴールデンウィーク期間中の診療体制の確保のため、東京都が公益財団法人東京都医師会に業務委託している「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」に協力する医療機関及び薬剤師会に加盟し、新型コロナウイルス感染症感染者宅への薬剤が交付可能な薬局のうち、次の対象期間の体制確保に協力に対し、支援金を交付した。	令和4年度	6医療機関 13薬局	—	健康部	地域医療連携推進担当課
16	新型コロナ感染症外来診療医療機関施設整備支援事業	新型コロナウイルス感染症対応の中心となる新型コロナウイルス感染症外来診療を行う医療機関に対し院内感染防止対策として実施した設備機器の購入等の施設整備について、支援を行うため医療機関の規模に応じ支援金を交付した。	令和4年度	3医療機関	—	健康部	地域医療連携推進担当課
17	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力団体支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために協力する団体に対し、当該感染防止に対する取組に対し支援金を交付した。	令和4年度	3団体	—	健康部	地域医療連携推進担当課
18	医療機関への慰労金等の支給事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関で業務に従事している職員への慰労金の支給を行うとともに、各医療機関に対し支援金を支給することで、事業継続の支援を行った。	令和4年度	慰労金:2,013人 支援金:216事業所	—	健康部	地域医療連携推進担当課

資料 3 - 4 各種支援事業（高齢者・障害者支援）

No	対応名称	対応内容	実施日又は期間	実績	課題等	担当部	担当課
1	粗大ごみの運び出し	高齢者、障害者等を対象に部屋の中から粗大ごみを運び出すサービスを行っている。	令和 2 年度から 令和 4 年度	コロナ感染防止のため、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて、部屋の中には入らず、玄関前からの収集に取扱いを変更した。	他の民間業者が実施するサービスを案内した。	生活環境部	北区清掃事務所
2	高齢者等施設巡回実施	入所者、施設職員の感染防止対策の確認、相談のため、区内入所施設の巡回相談を行った。	令和 2 年 6 月~10 月	【高齢福祉課、長寿支援課保健師対応】 特別養護老人ホーム 8 か所 養護老人ホーム 1 か所	—	福祉部 健康部	介護保険課 高齢福祉課 長寿支援課 保健予防課
3	在宅要介護者受入体制整備事業	家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し緊急的に介護者による介護が困難な場合に、感染対策を徹底し受入体制を整えた短期入所施設等において、要介護障害者への一時的支援を行った。	令和 3 年度	令和 3 年度:2 件 令和 4 年度:3 件	—	福祉部	障害福祉課
4	在宅要介護者受入体制整備事業	家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し緊急的に介護者による介護が困難な場合に、感染症対策を徹底し受入体制を整えた医療機関において、要介護高齢者への一時的支援を行った。	令和 3 年度 -	令和 3 年度:2 件 令和 4 年度:1 件	感染拡大時は並行して病床に空きがなくなるため、受入が難しい事例があった。	福祉部	介護保険課
5	介護・障害福祉サービス事業所の新規入所者への PCR 検査	区内介護・障害福祉サービス事業所へ新規で入所・入居する者に対し、サービス事業所の配置医、連携医または当事業協力医（医師会と連携）にて、鼻咽頭拭い液等の採取による PCR 検査を実施した。	令和 2 年 12 月~	令和 2 年度:75 件 令和 3 年度:285 件 令和 4 年度:112 件	—	福祉部	介護保険課 障害福祉課
6	高齢者施設におけるワクチン施設内接種に向けた配送	重症化リスクの高い高齢者が入所する介護老人福祉施設等（特別養護老人ホーム等）の施設内接種に向け、保健所を経由してコロナワクチンを配送した。	令和 3 年 4 月~	—	—	福祉部・健康部	地域福祉課 地域医療連携推進担当課 高齢福祉課 介護保険課 新型コロナウイルスワクチン接種担当課

資料 3 - 4 各種支援事業（高齢者・障害者支援）

7	新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い	国通知に基づき、被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間について、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲で期間を延長した。	令和2年3月1日 - 令和5年5月31日	令和元年度 22件 令和2年度 6,634件 令和3年度 10,396件 令和4年度 10,523件 令和5年度 1,342件	適正な要介護認定ができない。	福祉部	介護保険課
8	65歳以上の有症状者・濃厚接触者等を対象としたPCR検査	爆発的な感染者数の増加に伴い、診療検査医療機関での患者受入れのひっ迫に対応するため、感染した疑いのある濃厚接触者（有症状（軽症）含む）など的高齢者を対象としたPCR検査会場を開設した。	令和4年8月22日 - 令和4年9月8日	令和4年度:10件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
9	高齢者入所施設ワクチン接種	重症化リスクの高い高齢者等が入所する高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症蔓延を防止のため、迅速なワクチン接種体制の構築を図るとともに、施設内での接種体制について、連絡調整・助言等を行った。	—	令和3年度 51施設 令和4年度 (4回目接種)51施設 (5回目接種)47施設	—	健康部 福祉部	地域医療連携推進担当課 介護保険課

資料3-5 各種支援事業（学校・教育支援）

No	対応名称	対応内容	実施日又は期間	実績	課題等	担当部	担当課
1	臨時休業補助員の雇用	小学校の臨時休業時に、学校において児童の預かりを実施するにあたり、児童の預かりを補助する「臨時休業補助員」を雇用了。	令和2年3月	140名	準備に時間がなかった。学校に煩雑な事務をお願いせざるを得なかった。	教育振興部	教育政策課
2	東京都北区家庭学習用端末貸与事業	学校臨時休業の対応として家庭学習を推進するため、家庭学習用の端末を貸与した。	令和2年6月～ 令和3年3月	端末貸与件数 1,995件	—	教育振興部	学び未来課
3	東京都北区家庭学習用ICT環境整備補助金交付事業	上記No1と連動して、家庭学習に必要なネットワーク通信に係る費用の一部を補助した。	令和2年6月～ 令和3年9月 (補助対象期間は令和2年6月～令和3年3月)	令和2年度:3件 令和3年度:58件 ※いずれも令和2年度使用分	—	教育振興部	学び未来課
4	北区立中学校における修学旅行の延期等に伴うキャンセル料等補助金	区立中学校が旅行手配業者へ依頼した、修学旅行の企画・手数料やキャンセル料を公費で負担した。	令和2年度及び令和3年度	令和2年度:12校 令和3年度:8校	—	教育振興部	学校支援課
5	北区立中学校修学旅行移動バス補助金	区立中学校が修学旅行を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染予防対策として、通勤時間帯の移動を避けるための移動バスについて補助金を交付することにより、教育活動の充実を図った。	令和3年9月～ 令和4年3月	令和3年度:8校	東京駅から遠い学校について、渋滞でバスが遅れることを想定し、6時台に出発しなければならず、学校・生徒の負担が大きかった。	教育振興部	学校支援課
6	学校臨時休業対策費補助金	区立学校の一斉臨時休業に伴う、保護者への給食費の返還のための口座振替手数料について、国の補助金を活用し、学校長に対して補助を行った。	令和2年3月	令和2年度:41校	—	教育振興部	学校支援課
7	学校給食食材の一部公費負担	物価高騰に伴う保護者の経済的負担軽減のため、学校給食の食材（牛乳）の一部を公費で購入した。	令和4年7月～年度末	令和4年度:46校	—	教育振興部	学校支援課
8	就学援助の家計急変対応	新型コロナウイルス感染症の影響等により、家計が急変した世帯について、「原則として住民登録上、生計をともにする世帯全員の前年総所得金額」にて判定を行うところ、現年度総所得見込み額による認定を行った。また、新型コロナウイルス感染症に伴う区立学校の臨時休業分も含めた学校給食費相当額の支給を行った。	令和2年度	令和2年度家計急変:61人	—	教育振興部	学校支援課



資料3-6 各種支援事業（子ども・子育て支援）

No	対応名称	対応内容	実施日又は期間	実績	課題等	担当部	担当課
1	乳児健診費用助成	感染症の影響により、健康支援センターで乳児健診を受けることができず、医療機関で同等の健診を受けた区民を対象に、費用の一部を助成した。	令和2年度～	令和2年度:687件 令和3年度:37件 令和4年度:3件	—	健康部	健康推進課
2	不安妊婦PCR検査	妊婦の不安解消を図ることを目的に、無症状の妊婦が希望して新型コロナウイルス感染症の分娩前ウイルス検査を受けた場合に、助成金を支給した。	令和2年4月1日～ 令和2年9月10日	令和2年度 ・個人3件 ・医療機関59件	—	健康部	地域医療連携推進担当課
3	北区新生児臨時特別給付金事業	令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児に対して10万円を給付した。	令和2年10月～ 令和3年5月	令和2年度:2,627世帯 令和3年度:12世帯	—	子ども未来部	子ども未来課
4	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金事業	国の決定を受け、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給した。	令和2年5月～ 令和3年3月 (補正予算成立～最終支払)	支給件数:20,162件 対象児童数:30,789名	—	子ども未来部	子ども未来課
5	令和2年度ひとり親家庭等（児童扶養手当受給世帯）への臨時特別給付金事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響を受けるひとり親家庭等（児童扶養手当受給世帯）に対し、1世帯当たり5万円を区独自に支給した。	令和2年6月～ 令和3年3月 (補正予算成立～最終支払)	支給件数:1,627世帯	—	子ども未来部	子ども未来課
6	令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業	国の決定を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事をひとりで担う低所得のひとり親世帯を支援するため、基本給付5万円（第2子以降3万円加算）を支給した。また、新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変した世帯に対し追加給付として5万円支給。さらに、基本給付を支給した者に再支給として5万円（第2子以降3万円加算）を支給した。	令和2年7月～ 令和3年3月 (補正予算成立～最終支払)	支給件数:3,675件 (再支給:1,836件)	—	子ども未来部	子ども未来課
7	令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分・その他の非課税世帯分）	国の決定を受け、新型コロナウイルス感染症の影響による失業又は収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給した。	令和3年4月～ 令和4年3月 (補正予算成立～最終支払)	・ひとり親世帯分 支給件数:1,648件 対象児童数:2,381名 ・その他の非課税世帯 支給件数:2,036件 対象児童数:3,312名	—	子ども未来部	子ども未来課

資料3-6 各種支援事業（子ども・子育て支援）

8	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業	国の決定を受け、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和3年9月分の児童手当受給者や高校生等を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給対象となる者等に対し、児童1人当たり10万円を給付した。	令和3年12月～ 令和4年4月 (補正予算成立～最終支払)	支給件数:15,050件 対象児童数:33,775名	—	子ども未来部	子ども未来課
9	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分・その他の非課税世帯分）	国の決定を受け、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給した。	令和4年5月～ 令和5年3月 (補正予算成立～最終支払)	・ひとり親世帯分 支給件数:1,532件 対象児童数:2,195名 ・その他の非課税世帯 支給件数:1,978件 支給児童数:3,226名	—	子ども未来部	子ども未来課
10	令和4年度児童手当制度改正臨時特別給付金事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等による家計の悪化に加え、児童手当制度改正（所得上限限度額創設）により、令和4年6月から特例給付（月額5千円）の非対象となった子育て世帯に対し、児童1人当たり3万円を区独自に支給した。	令和4年9月～ 令和5年3月 (補正予算成立～最終支払)	支給件数:2,687件 対象児童数:4,184人	—	子ども未来部	子ども未来課
11	令和4年度子育て世帯家計支援特別給付金事業（ひとり親世帯分・その他の非課税世帯分）	国の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の受給者に対し、都の補助制度を活用して児童1人当たり5万円を区独自に追加支給した。	令和4年12月～ 令和5年3月 (補正予算成立～最終支払)	・ひとり親世帯分 支給件数:1,513件 対象児童数:2,176名 ・その他の非課税世帯 支給件数:1,844件 対象児童数:3,074名	—	子ども未来部	子ども未来課
12	私立幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	感染防止用の保健衛生用品等の購入やかかり増し経費を支出した幼稚園等に対し、年間で最大50万円を交付した。	令和2年1月～現在	令和2年度:19園 令和3年度:20園 令和4年度:21園	—	子ども未来部	子ども未来課
13	私立幼稚園等における新型コロナウイルス感染症に係る特別給付金	職員への慰労金並びに新型コロナウイルス感染症対策に必要な報酬等を支出した幼稚園等に対し、最大60万円を交付した。	令和4年4月～ 令和5年3月	令和4年度:23園	—	子ども未来部	子ども未来課

資料3-6 各種支援事業（子ども・子育て支援）

14	小学校等臨時休業 ベビーシッター利 用支援事業補助金	小学校等が臨時休業を行ったことに伴い、保護者が ベビーシッター事業を利用した場合に、その利用料 等の一部を補助する。	令和4年4月～ 令和5年3月	0件	—	子ども未来部	子どもわくわ く課
15	児童館等における 新型コロナウイルス 感染症対策補助金	新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の一部 を補助した。	令和2年度	令和2年度:47件	—	子ども未来部	子どもわくわ く課
16	放課後児童健全育 成事業における新 型コロナウイルス 感染症対策補助金	新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の一部 を補助した。	令和3年度	令和3年度:50件	—	子ども未来部	子どもわくわ く課
17	児童館等における 新型コロナウイルス 感染症に係る特 別給付金支給事業	児童館等職員への慰労金支給や感染症対策に係る 物品購入に対する経費を補助した。 (地方創生臨時交付金を活用)	令和4年度	令和4年度:33件	—	子ども未来部	子どもわくわ く課

資料4 中止事業一覧

部名	課名	事業名称	期間
政策経営部	広報課	北区ニュース発行	令和2年6月～8月
	シティブロモーション推進担当課	北区イメージ戦略推進部会（O-KISS）	令和2年～令和3年
		北区内田康夫ミステリー文学賞授賞式・記念イベント	令和2年3月28日
総務部等	総務課	外国人のための防災講座	令和3年～令和4年
		新年度賀詞交歓会	令和3年
		短期国際交流員事業	令和2年～令和5年
		日本文化体験イベント	令和2年～令和3年
	多様性社会推進課	男女共同参画の推進に関する講演会等	令和元年～令和3年
	選挙管理委員会事務局	地区委員会実施の啓発活動	令和2年度～令和4年度
北区明るい選挙推進セミナー		令和3年2月	
危機管理室	防災・危機管理課	マイ・タイムライン普及リーダー育成事業	令和2年度～令和3年度
	生活安全担当課	防犯講話	令和2年～令和3年
地域振興部	地域振興課	区民まつり	令和2年度～令和4年度
		社会を明るくする運動	令和2年7月 ～令和3年10月
	産業振興課	音無川橋づくしツアー	令和2年度
		夏休み親子消費者講座	令和3年度
		起業家交流会	令和2年度
		消費者講座	令和2年度
		消費者力レベルアップ講座	令和2年度
		消費生活フェア	令和2年、令和4年
		伝統工芸ツアー	令和2年度～令和3年度
		浮間さくら草祭り	令和2年
		北区・荒川区合同まちあるきツアー	令和2年度～令和3年度
		北区・板橋区合同まちあるきツアー	令和2年度～令和3年度
		起業入門セミナー（認定創業支援等事業者共催事業）	令和2年度
	スポーツ推進課	JOC オリンピック教室	令和3年度 ※3回のうち2回
		PTA スポーツ大会	令和2年度～令和3年度
		オリンピックスケート教室	令和2年度
		シニア輪投げ大会	令和2年度～令和3年度
		ジュニアスポーツ指導者講習会	令和2年度
		わくわく土曜スポーツクラブ	①令和2年3月～令和3年10月（一部種目、一部日程は実施） ②令和4年1月22日～令和4年3月12日
		少年スポーツ活動指導者表彰式	令和2年度～令和3年度

資料4 中止事業一覧

		城北五区体育大会	令和2年度～令和4年度 ※令和3・4年度は一部 種目のみ中止
		北区ハートスポーツフェスタ	令和2年度～令和3年度
		テニスフェスティバル	令和2年度
		知的障害者サッカー教室	令和3年度
		ユニバーサルスポーツ体験会	令和2年度 ※12回のうち3回
		スポーツボランティア養成講座	令和元年度 ※5回のうち2回
		スポーツ推進委員感謝状贈呈式・スポーツ推進委員委嘱式	令和2～3年度
		東京2020大会カウントダウンイベント	令和元年度
		東京2020大会コミュニティライブサイト	令和3年度 ※オリンピックのみ中止
区民部	戸籍住民課	個人番号カード申請サポート	令和3年度～令和4年度
	税務課	税理士による無料申告相談	令和3年2月
		年末調整説明会	令和2年～
		納税キャンペーン	令和2年5月 ～令和4年5月
	収納推進課	ワンストップ・休日納付相談	令和2年度
国保年金課	休日納付相談（国民健康保険料のみ）	令和3年3月21日	
生活環境部	リサイクル清掃課	フリーマーケット開催	令和2年3月 ～令和3年9月
		東京家政大学連携事業	令和2年度
	環境課	環境問題講演会	令和2年
		区民植木市	令和2年～令和4年
		省エネ道場	令和3年
		北区ECOかるた大会	令和2年～令和4年
		ポイ捨て防止キャンペーン	令和2年春・秋季 令和3年春季 令和4年春季
	北区清掃事務所	環境学習	令和2年度～令和4年度
		清掃協力会施設見学会	令和2年～令和4年
	福祉部	地域福祉課	戦没者追悼の集い
福祉のしごと総合フェア			令和2年6月26日 ～令和3年1月22日
民生・児童委員協議会（総会）			令和2年7月～9月
生活福祉課		平和祈念イベント映画上映会（中国残留邦人支援事業）	令和2年8月 ～令和3年8月
		生活困窮・ひとり親世帯等の小学生の学習・生活支援事業	令和2年3月 ～令和4年4月
高齢福祉課		いきがい活動センターオープニングセレモニー	令和3年1月8日
		家族介護者リフレッシュ事業	令和2年度～令和3年度
長寿支援課		おたっしや教室	令和2年前期

資料4 中止事業一覧

		シニア作品展	令和2年～令和3年	
		認知症講演会	令和2年～令和3年	
		介護予防講演会	令和2年	
		高齢者ふれあい食事会	令和2年～	
		地域の担い手づくり講演会	令和2年～令和3年	
		認知症カフェ事業およびもの忘れ相談事業	令和2年4月 ～令和2年6月	
		認知症周知啓発講演会	令和2年～令和4年	
	<b>障害福祉課</b>	ふれあいマルシェ	令和2年～令和3年	
		呼吸器健康教室	令和2年度	
		差別解消講演会	令和2年～令和4年	
		障害者就労支援フェア	令和2年	
	<b>介護保険課</b>	ワンストップ・休日納付相談	令和2年度	
	<b>障害者福祉センター</b>	運動会（生活介護事業利用者）	令和2年	
		外出行事（生活介護事業利用者）	令和2年～令和4年	
		機能訓練事業・知的障害者社会参加促進事業	令和2年4月 ～令和2年5月	
		事業公開（生活介護事業）	令和2年～令和3年	
		手話講習会	令和2年度	
		宿泊行事（生活介護事業利用者）	令和2年～令和4年	
		障害者作品展	令和2年度～令和3年度	
		療育音楽全体発表会	令和3年	
	<b>健康部</b>	<b>健康推進課</b>	いきいきサポーター制度	令和元年度3月～
			さくら体操普及・啓発活動	令和元年度3月 ～令和2年度
			シニア向け栄養講座	令和2年～令和3年
			ぱくぱく子どもごはん講習会	令和2年3月 ～令和3年3月 令和3年9月 ～令和4年3月
			はびママ学級	令和2年3月 ～令和2年6月 令和3年9月 ～令和4年6月
			リフレッシュタイム	令和2年4月 ～令和2年7月 令和3年8月 ～令和4年9月
			筋力アップ体操教室	令和元年度3月 ～令和3年度6月 令和3年度7月13日 ～令和3年度10月 令和3年度2月 ～令和3年度3月
		健康づくりグループ紹介紙	令和2年度～令和3年度	

資料4 中止事業一覧

	健康づくり推進店講演会	令和2年～令和3年
	骨粗しょう症検診	令和2年4月 ～令和2年6月
	歯みがき教室	令和2年3月 ～令和3年3月 令和3年9月 ～令和4年10月 ※ただし所管の健康支援 センターごとに再開時期 等は異なる
	児童館食育講座	令和元年2月～令和3年
	出張乳がんミニ講座	令和2年～令和4年
	職域健康出前講座	令和2年～
	食育フェア	令和2年度～令和3年度
	親子クッキング教室	令和元年2月 ～令和4年6月
	親子で食育出張講座	令和元年2月～令和4年
	生活習慣病予防講演会	令和2年～
	食育講演会	令和2年度
	水辺ウォーク	令和2年度～令和3年度
	桜ウォーク	令和元年度～令和3年度
	健康フェスティバル	令和2年度
	ロコモ予防講座	令和2年度
	多胎児の会	令和2年度
	発達の遅れの児の支援	令和2年4月 ～令和2年7月 令和3年8月 ～令和4年10月
	母子講演会	令和2年度～令和4年度
	予防処置	令和2年4月 ～令和2年11月 令和3年9月 ～令和4年3月 ※ただし所管の健康支援 センターごとに再開時期 等は異なる
	離乳食講習会	令和2年3月 ～令和4年7月
	各種乳幼児健診事業	令和2年度 ～令和3年度 ※健診ごとに中止期間は 異なる
<b>地域医療連携推進担当課</b>	生活習慣病予防講演会	令和2年度～令和3年度
<b>生活衛生課</b>	東京都薬物乱用防止推進北区地区協議会駅頭キャンペーン	令和2年～令和3年
	透析実施診療所一斉点検	令和2年～令和4年
	有床診療所一斉点検	令和2年～令和3年
	緊急医療救護所設置等訓練	令和2年度～令和3年度



資料4 中止事業一覧

まちづくり部	都市計画課	景観づくり推進イベント	令和2年～令和5年
	まちづくり推進課	赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業に係わる都市計画（原案）等説明会	令和元年度
	住宅課	空家講演会	令和2年～令和4年
		分譲マンション講演会	令和2年～令和4年
土木部	土木管理課	放置自転車クリーンキャンペーン	令和2年～
	道路公園課	荒川クリーンエイド	令和2年～令和3年
	交通事業担当課	交通安全北区民のつどい	令和2年～令和4年
		北区違法駐車等防止合同パトロール	令和2年～令和4年
		北区自転車安全日対策事業	令和2年～令和4年
教育振興部	教育政策課	学校ファミリー	令和2年度～令和3年度
	学校改築施設管理課	王子第一小学校落成式	—
		滝野川第四小学校リノベーション工事説明会	令和4年3月
		浮間中学校内覧会	令和2年3月
	学校支援課	学校給食衛生講演会	令和2年度～令和4年度
		学校保健会	令和2年度～令和3年度
		区立学校の給食提供	令和2年4月 ～令和2年5月
		宿泊事業	令和2年4月 ～令和3年3月
		未就園児の会	令和2年7月まで
	生涯学習・学校地域連携課	かがやき顕彰	令和元年度～令和2年度
		ことぶき大学	令和2年度
		親子でチャレンジ飛鳥山	令和3年度
		成人の日記念式典	令和2年度
		文化センター祭	令和2年度～令和3年度
		文化センター子どもひろば	令和2年度～令和3年度
	教育指導課	サイエンスラボ	令和2年度～令和3年度
		音楽鑑賞教室	令和2年度～令和3年度
		科学・環境スクール	令和2年度～令和3年度
		科学教室（プラネタリウム教室）	令和2年度
		中学生海外交流事業	令和2年度～令和3年度
		東京駅伝壮行会	令和2年度
		東通村交流事業	令和2年度～令和4年度
		読み聞かせボランティア及び読書講演会	令和3年度
		本気でチャレンジ教室	令和2年度
		与論島姉妹校交流事業	令和2年度～令和4年度
		連合文化行事	令和2年度～令和4年度

資料4 中止事業一覧

教育総合相談センター	新入生・転入生を迎える会	令和2年度	
	小学校宿泊学習	令和2年度	
	中学校宿泊学習	令和2年度～3年度	
	卒業生を送る会	令和2年度～3年度	
	一斉相談	令和2年度～3年度	
飛鳥山博物館	各種講座	—	
中央図書館	16mm映画会	令和2年度～令和3年度	
	ティーンズビブリオバトル	令和3年度	
	バリアフリー映画会	令和2年3月、令和2年度～4年度	
	ビブリオバトル	令和3年度	
	ブックスタート	令和2年4月～8月	
	ブックスタートフォローアップ事業	令和2年4月～9月、令和3年1月～2月、5月6月、8月～9月	
	音訳者養成講座・デイジー操作研修	令和2年度	
	夏のこのほんよんでみて	令和2年度～令和3年度	
	古文書講座	令和2年度	
	公開歴史講座	令和2年度	
	子ども一日図書館員	令和2年度～令和3年度	
	手話サポートデスク	令和2年4月～令和2年9月	
	春のこのほんよんでみて	令和2年度～令和4年度	
	図書館おはなし会	令和2年4月～9月、令和3年1月～2月、5月6月、8月～9月	
	図書館子ども会	令和4年度	
	対面音訳	令和2年5月～令和2年7月	
	読書会	令和2年4～6月、令和3年1月、5月	
	保育園おはなし会	令和2年度	
	歴史講演会	令和2年3月	
	子ども未来部	子ども未来課	みんなでお祝い輝きバースデー事業 令和2年4月～9月、令和3年1月～3月、令和3年5月～9月、令和4年1月～3月
子どもわくわく課		わくわく☆ひろば（放課後子ども教室）	令和2年3月2日～令和2年6月30日 令和3年4月27日～令和3年6月19日 令和4年1月24日～令和4年3月21日
		子どもの貧困に関する啓発・普及促進事業	令和2年-
		児童館ネットワーク事業全大会・報告会	全体会: 令和2年6月23日

資料4 中止事業一覧

		報告会: 令和3年2月26日
	親育ちサポート事業	令和2年4月～8月、 令和3年1月～5月、 令和3年7月～8月、 令和4年1月～3月
	鍛金教室	令和3年
	平和祈念観劇会	令和2年8月5日 令和3年8月5日
	幼稚園入園に向けての交流会	令和2年4月～10月、 令和3年1月～3月、 令和3年5月～6月、 令和4年2月
保育課	地域活動	令和2～4年度

資料5 一時閉鎖公共施設一覧

部名	課名	施設名	始期	終期	期間
地域振興部	地域振興課	北とびあ、赤羽会館、滝野川会館、ふれあい館	R2.4.7	R2.5.10	34 日間
			R3.4.25	R3.5.11	17 日間
		元気ぶらざ、北区セレモニーホール、コミュニティアリーナ	R2.4.7	R2.5.10	34 日間
			R3.4.25	R3.5.11	17 日間
	産業振興課	赤羽しごとコーナー	R2.4.13	R2.5.31	49 日間
	スポーツ推進課	スポーツ施設（全施設）	R3.4.25	R3.5.11	17 日間
スポーツ施設（屋外施設以外）		R3.5.12	R3.5.31	20 日間	
生活環境部	環境課	みどりと環境の情報館	R2.3.9	R2.6.4	88 日間
			R3.4.26	R3.5.31	36 日間
		指定喫煙場所	R2.4.27	R2.6.16	51 日間
		自然ふれあい情報館	R2.3.9	R2.6.4	88 日間
			R3.4.26	R3.5.31	36 日間
		福祉部	高齢福祉課	老人いこいの家	R2.3.5
土木部	道路公園課	浮間つり堀公園	R2.4.9	R2.5.26	48 日間
		夜間閉鎖の公園及び児童遊園	R2.4.25	R2.5.26	32 日間
		荒川岩淵関緑地バーベキュー場	R2.2.26	R2.6.30	126 日間
		荒川知水資料館	R2.2.29	R2.6.18	111 日間
	R3.4.25		R3.6.1	38 日間	
	施設管理課（～R4.3.31） 土木管理課（R4.4.1～）	有料駐車場	R2.4.9	R2.5.31	53 日間
R3.4.25			R3.5.11	17 日間	
教育振興部	生涯学習・学校地域連携課	小・中学校地域開放施設	R2.3.2	R2.9.30	212 日間
			R3.1.8	R3.3.21	72 日間
			R3.4.25	R3.9.30	158 日間
			R4.1.24	R4.3.21	56 日間
		那須高原学園	R2.4.15	R2.6.18	65 日間
		文化センター	R2.4.7	R2.5.10	34 日間
R3.4.25	R3.5.11		17 日間		
教育振興部	飛鳥山博物館	飛鳥山博物館	R2.3.6	R2.5.31	87 日間
			R3.4.26	R3.5.31	36 日間
子ども未来部	子どもわくわく課	児童館・子どもセンター	R2.3.2	R2.6.14	105 日間
			R3.4.27	R3.5.11	15 日間